

栄町地域福祉活動計画(素案)

令和7年度～令和11年度



栄町社会福祉協議会

令和7年3月

はじめに



地域の皆様には、日頃より栄町社会福祉協議会の活動にご理解いただくとともに、ご支援・ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

近年、私達を取り巻く社会は少子化・高齢化や、単身世帯の増加など、ライフスタイルの多様化に加え、生活困窮世帯の増加や複雑化する社会状況を背景に、引きこもりやヤングケアラー、8050問題、ダブルケアの問題など制度の狭間で支援が届かないケースや、ひとつの世帯で複数のリスクを抱える問題、更に大規模災害に対する備えなど、地域福祉を取り巻く情勢変化に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくりを進める指針として、令和6年3月に町行政において「栄町地域福祉計画」が策定されました。

このような中、本会では複雑化・多様化する地域福祉の課題解決に向け、栄町地域福祉計画の理念と方向性を共有すべく、令和7年度から令和11年度までの「地域福祉活動計画」を策定いたしました。これは、栄町地域福祉計画を補完・連携するものであり、地域福祉を実質的に推進していくとともに、地域住民の皆様や関係する各種団体・機関と連携し、「みんながつながり支え合い 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」の実現を目指し、取り組んでまいります。

結びに、計画策定にあたり、栄町地域福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめ、ご意見をいただきました町民の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人栄町社会福祉協議会

会 長 中 澤 一 夫

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1.計画策定の背景と趣旨	2
2.計画の位置づけ	5
3.計画の期間	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	10
1.本町の現状	11
2.住民意識調査結果	17
3.学区別地域福祉座談会結果	26
4.福祉団体聞き取り調査の結果	28
5.地域福祉を取り巻く本町の課題等	29
第3章 計画の基本的な考え方	32
1.基本理念	33
2.基本目標	34
3.計画の体系	35
第4章 施策の展開	36
基本目標Ⅰ 地域福祉に関する意識・担い手づくり	37
基本方針1 地域共生の意識の醸成	37
基本方針2 地域福祉の担い手の育成・活動支援	37
基本目標Ⅱ 支え合い生き生きと暮らせる地域づくり	38
基本方針1 地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくり	38
基本方針2 地域福祉の場、拠点づくりの促進	38
基本目標Ⅲ 誰もがが必要な支援を受けられる基盤づくり	39
基本方針1 相談支援体制の充実	39
基本方針2 地域福祉支援ネットワークの構築	39
基本目標Ⅳ 安全で安心して住み続けられる環境づくり	40
基本方針1 権利擁護の推進	40
基本方針2 安全・安心なまちづくりの推進	40
基本方針3 情報提供の充実	41
第5章 計画の推進について	42
1.計画の推進体制	43
2.計画の進行管理の方法	43
資料編	44
1.計画策定の過程	45
2.地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	46
3.用語解説	49

第1章 計画策定にあたって

1.計画策定の背景

(1)計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化を背景に、地域でのつながり・支え合いの機能が低下しています。また、生活困窮やひきこもり、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」、育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」の問題など、制度の狭間で支援が届かないケースやひとつの世帯で複数のリスクを抱える問題も生じています。

こうした制度・分野ごとの縦割りで解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係によることなく、誰もが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。近年の地域福祉や社会情勢を取り巻く状況の変化に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの仕組みづくりを進めるための指針として令和6年度に栄町で地域福祉計画が策定されました。

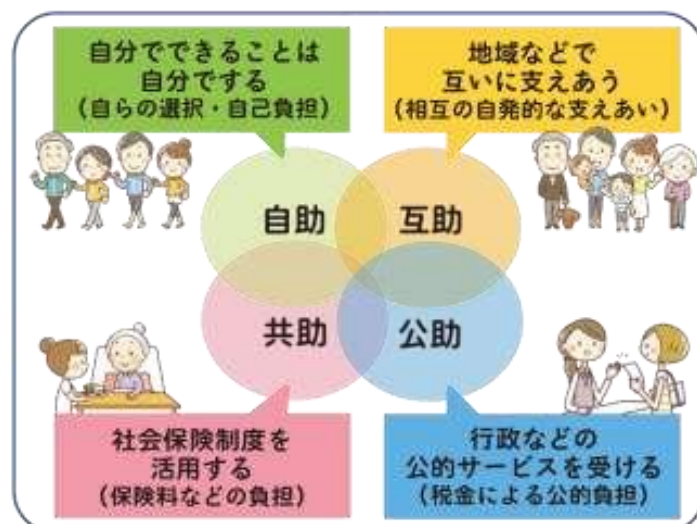
地域福祉計画策定を踏まえ、町の理念・方向性を共有し、連携しながら地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会が取り組むべき行動計画として、地域福祉活動計画を策定することとします。

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、それぞれの地域において、人と人がお互いにつながり、支え合い、助け合うための取組です。

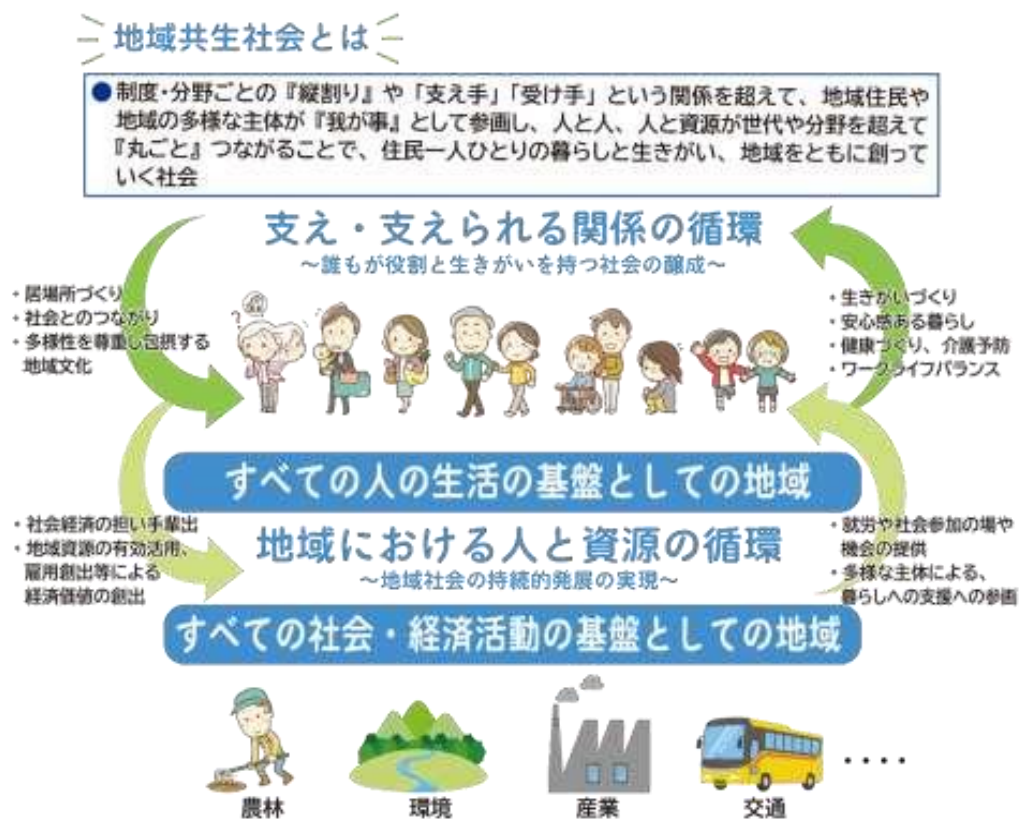
地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民ボランティア、行政、関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられるものです。

地域福祉の役割（イメージ）



(3)地域共生社会とは

地域共生社会とは、介護・障がいや子育てなどの分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。これにより、これまで対応が難しかった「制度の狭間」や「複合的な課題」など、日常の困りごとに柔軟に対応していこうという取組を通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが求められています。



(4)地域福祉をめぐる動向

わが国の社会福祉は、平成 12 年の「社会福祉法」の制定（「社会福祉事業法」からの改正）により、子どもや障がいのある人、高齢者などを対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られてきました。

近年では、平成 27 年に生活困窮者自立支援法、同 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行、同 29 年に「地域包括ケアシステム」を構築するための介護保険制度の改正等、福祉に関する法令や制度は大きく変化し、地域福祉の推進を念頭においた法制度の整備が進んでいます。

このような中、令和 3 年の社会福祉法の改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法制度の創設等が盛り込まれました。

こうした動きを受け、千葉県では令和 5 年 9 月に「第 4 次千葉県地域福祉支援計画」を策定し、同 6 年 1 月には「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を制定し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ等に的確に対応し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図るとしています。

	国・県の主な動き
平成 12 年	・社会福祉事業法が社会福祉法へ改正
平成 27 年	・生活困窮者自立支援法の施行 ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成 28 年	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 ・『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」設置 ・障害者総合支援法の一部を改正
平成 29 年	・『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」公表 ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行
平成 30 年	・改正社会福祉法の施行
令和 3 年	・改正社会福祉法の施行
令和 5 年	・第 4 次千葉県地域福祉支援計画の策定
令和 6 年	・千葉県多様性に関する条例制定

2. 計画の位置づけ

(1) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定するもので、すべての地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、地域住民やボランティア、福祉関係者・行政機関などと連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

栄町社会福祉協議会においても、ボランティア、福祉施設・団体などの福祉活動との連携協力、また、制度の狭間で支援が受けられない障がいのある人や高齢者へのサービスをはじめ、各種相談、情報提供、隣近所や地域における支え合い活動の支援などを行っており、栄町の地域福祉推進の一翼を担っています。

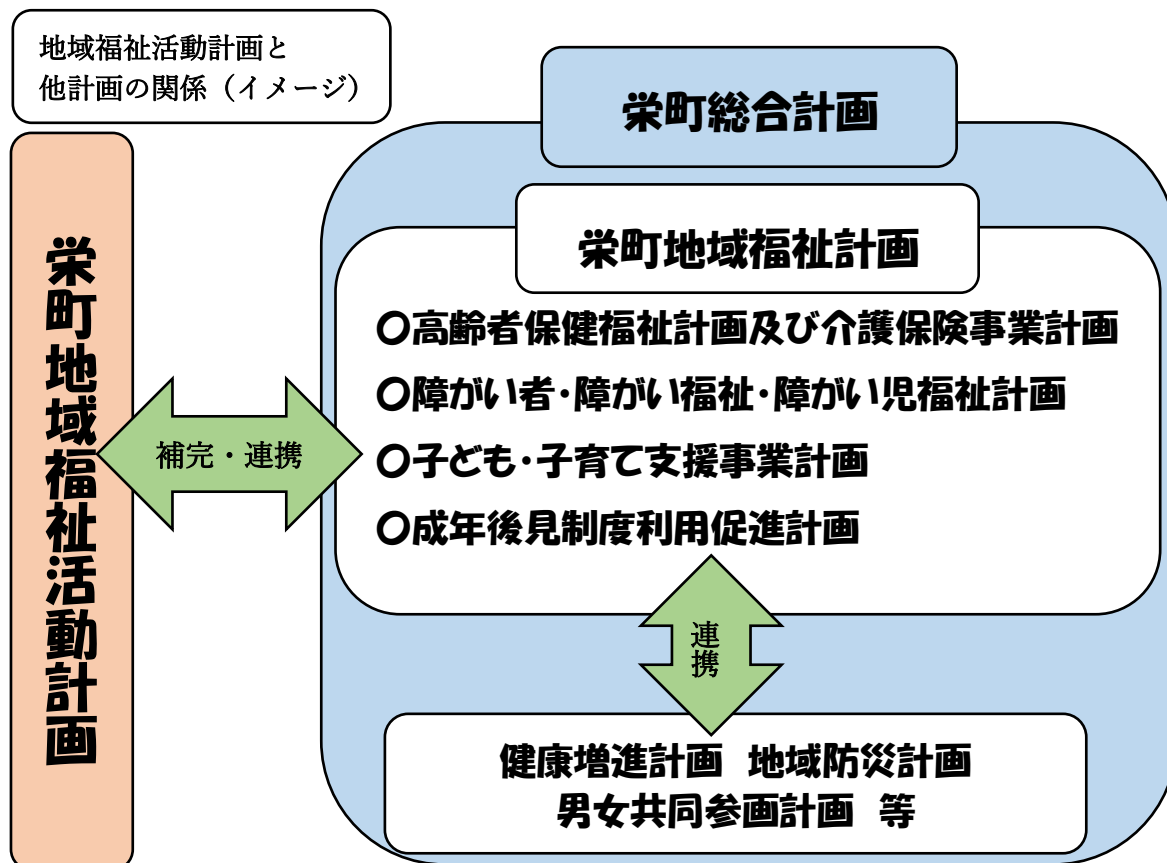
社会福祉法第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図る事を目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

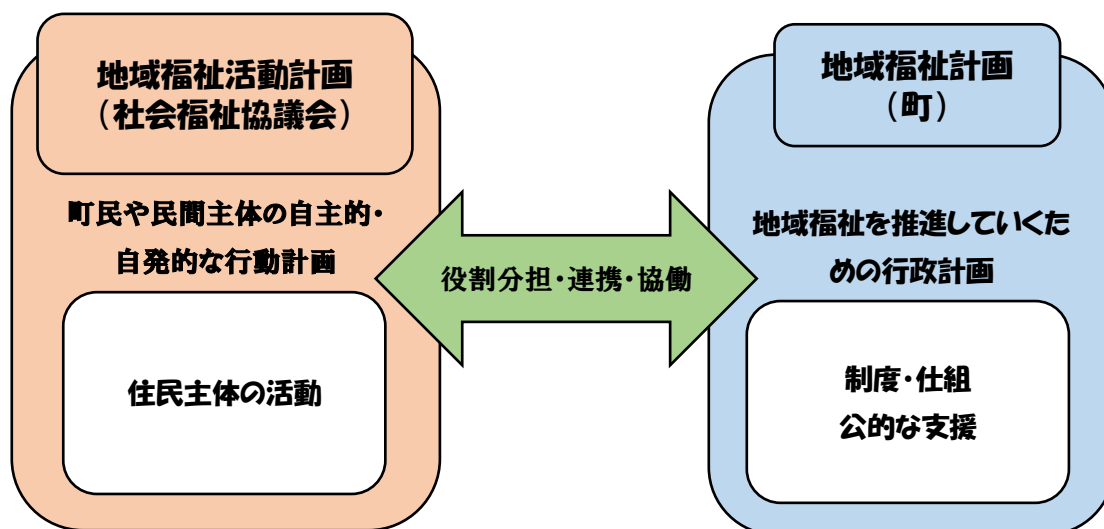
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 関連計画

本計画は、栄町の「地域福祉計画」を補完する計画とし、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の個別分野を補完・連携する社会福祉協議会の活動計画です。



地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割分担・協働連携 (イメージ)

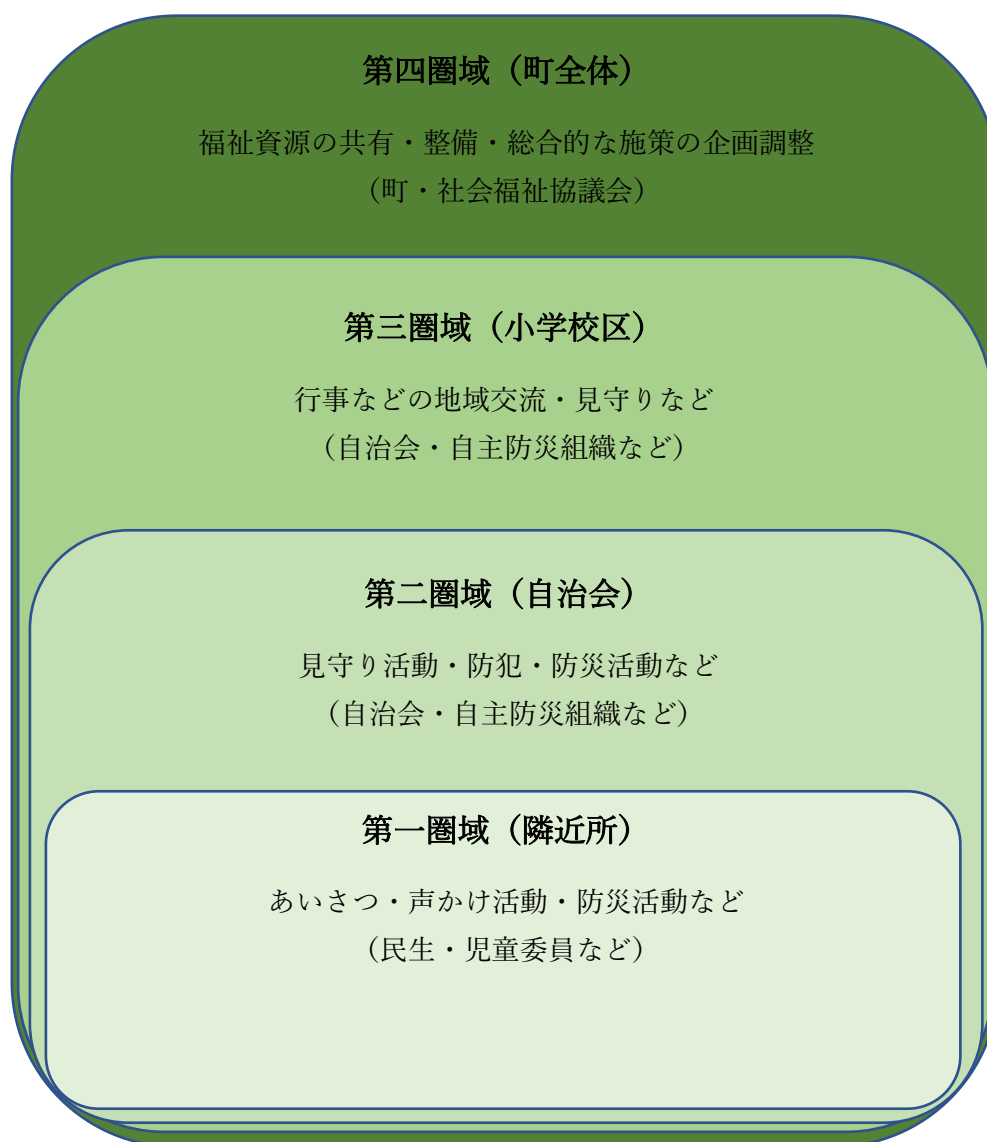


（３）地域福祉圏域について

地域福祉の効果的な推進のためには、町全体で取り組むこと、各地区で取り組むこと、身近な地域で取り組むことなど、それぞれの地域の範囲に応じた体制を整備することが重要です。

体制の整備に当たり社会福祉協議会がどのような役割を担えるか行政機関や地域との関係性を深める必要があります。

【地域福祉圏域】（イメージ）



(4) SDG s の視点を踏まえた計画の推進

SDG s (持続可能な開発目標) とは、2015 年 9 月 (平成 27 年) に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた、すべての国が 2030 年 (令和 12 年) までに達成すべき世界共通の目標です。

SDG s は 17 のゴールとそのゴール毎に設定された 169 のターゲット及び指標から構成され、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な開発の 3 側面である「経済」・「社会」・「環境」を統合的に捉え、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を構築することを目標としています。「誰一人取り残さない」という SDG s の理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

社会福祉協議会も栄町同様、SDG s の視点を踏まえて、本計画に掲げる取組や事業を推進していきます。



3.計画の期間

栄町が策定した地域福祉計画では令和6年度から令和10年度を計画期間としています。
地域福祉活動計画は地域福祉計画を補完する計画であるため、地域福祉計画策定の翌年である令和7年度から令和11年度に期間を設定します。

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
地域福祉計画			地域福祉計画									
地域福祉活動計画				地域福祉活動計画								
障がい者計画	第5次		第6次									
障がい者福祉計画	第6期		第7期									
障がい児福祉計画	第5次		第6次									
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第8期		第9期									
子ども・子育て支援事業計画	第2期		第3期									
健康増進計画	第4期	第5期										

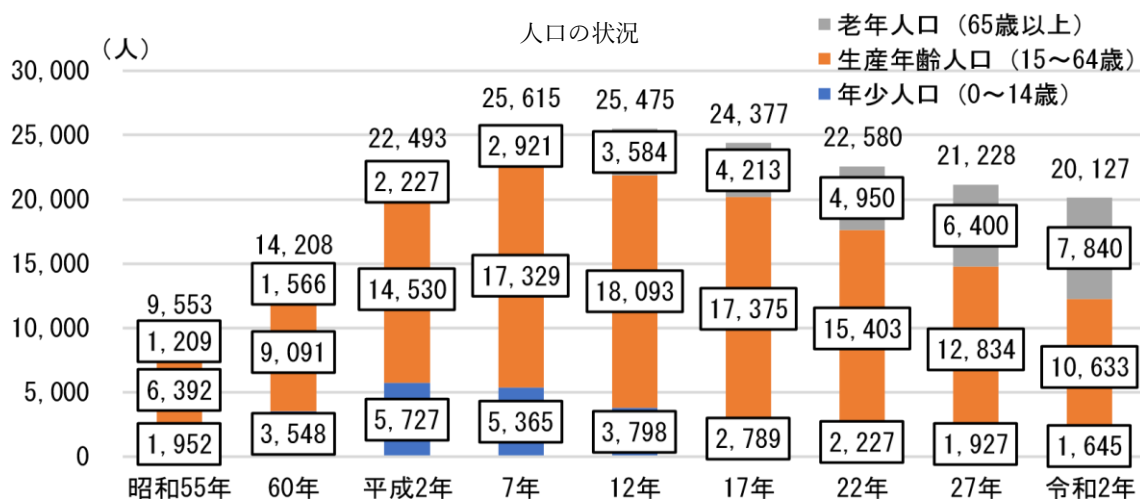
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 本町の現状

(1)人口・世帯等の状況

①人口の状況

本町の総人口は、昭和55年の約1万人から急増し平成7年には25,615人となりましたが、その後減少に転じ、令和2年は20,127人となっています。

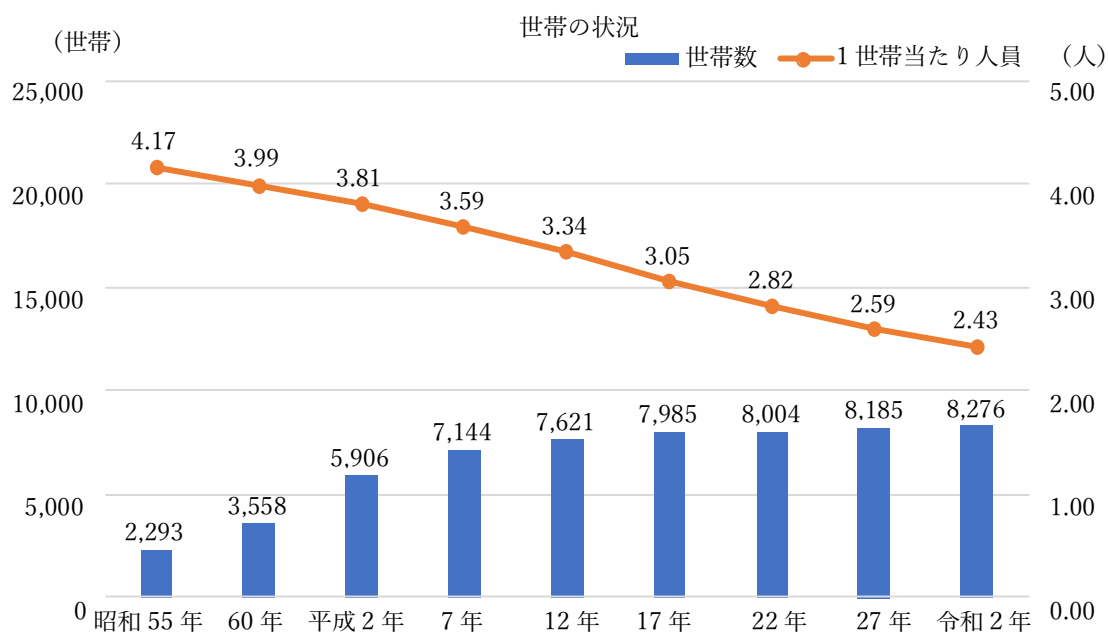


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

注：年齢不詳を含んでいないため、合計数は一致しない

②世帯の状況

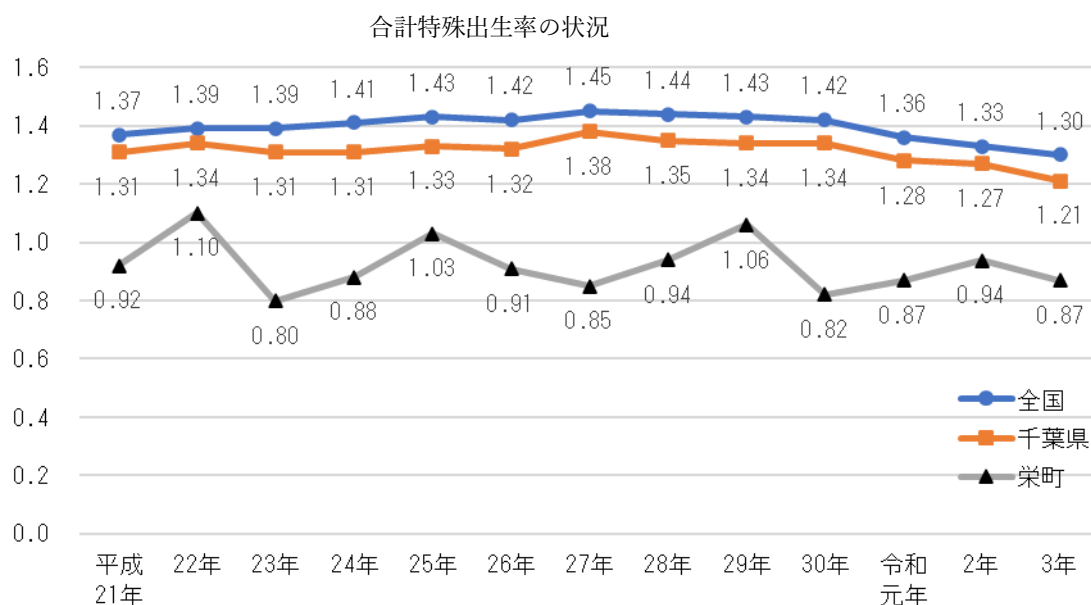
世帯数は、一貫して増加しており令和2年現在8,276世帯となっていますが、1世帯当たりの人員は年々減少しており、令和2年は2.43人となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

③合計特殊出生率の状況

本町の合計特殊出生率は、全国、千葉県よりも低い水準で推移しています。また、人口を維持していくのに必要な値とされている 2.08 を大きく下回っています。

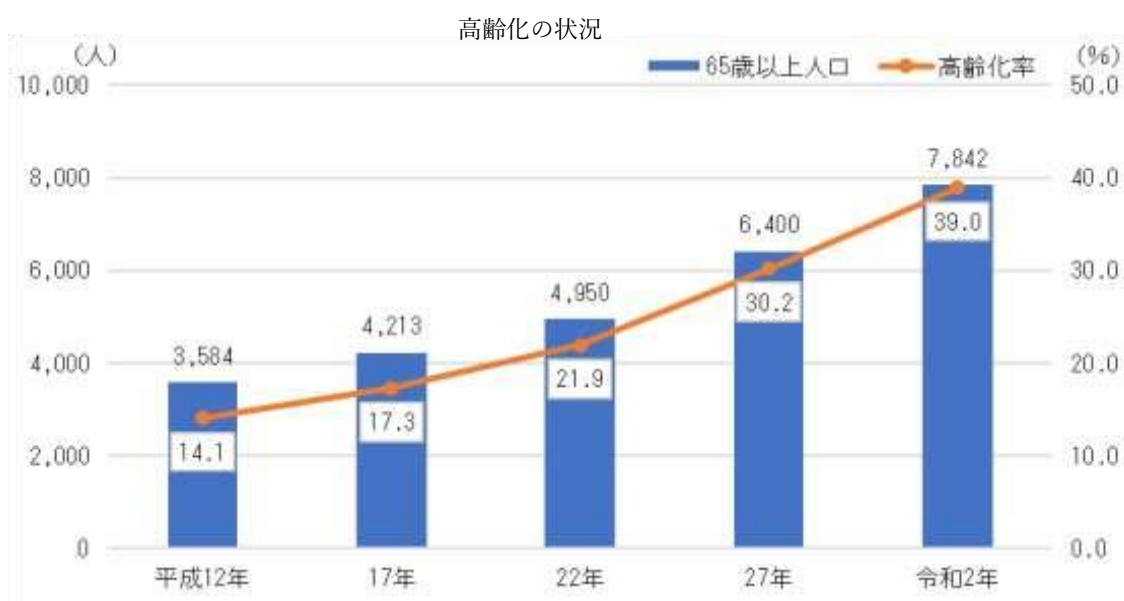


資料：人口動態統計

(2)高齢者の状況

①高齢化の状況

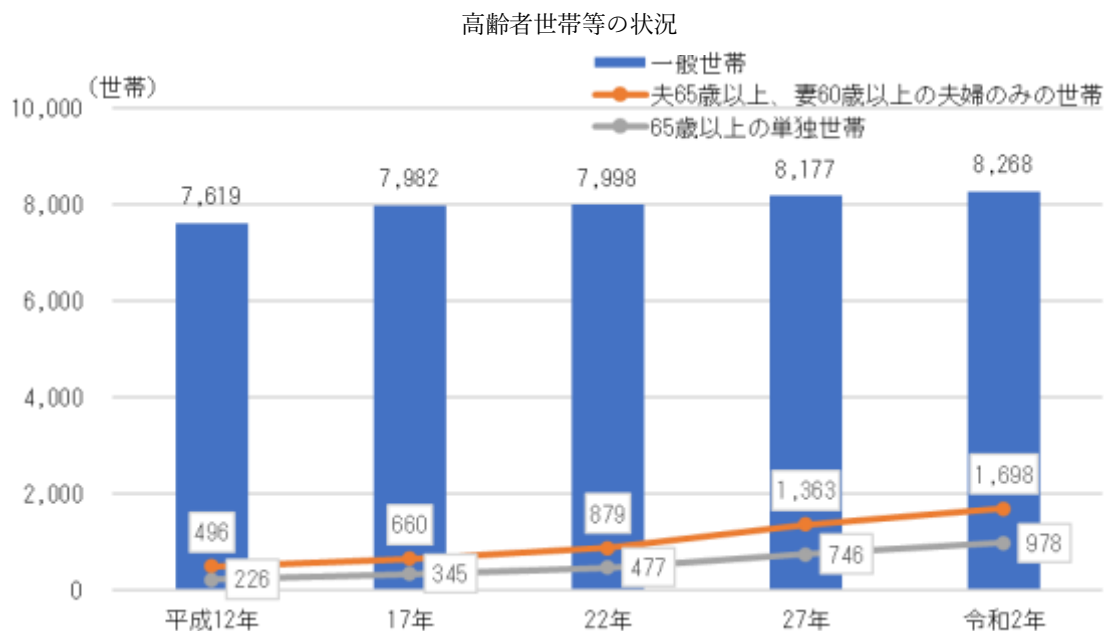
本町の 65 歳以上人口は、令和 2 年現在で 7,842 人と一貫して増加しており、高齢化率は 39.0%となっています。



資料：国勢調査（各年 1 0 月 1 日時点）

②高齢者世帯等の状況

本町の高齢単身世帯数と高齢夫婦世帯数はともに増加しており、令和2年では、高齢単身世帯が978世帯で総世帯数の1割、高齢夫婦世帯が1,698世帯で総世帯数の2割となっています。



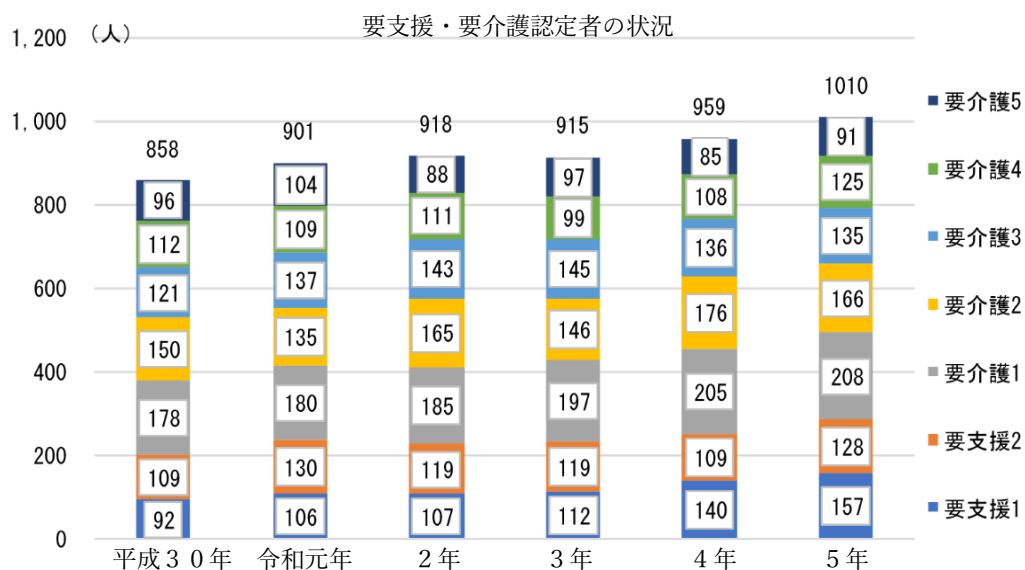
注：高齢者単身世帯（65歳以上の単身世帯）

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

高齢者夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）

③要支援・要介護認定者の状況

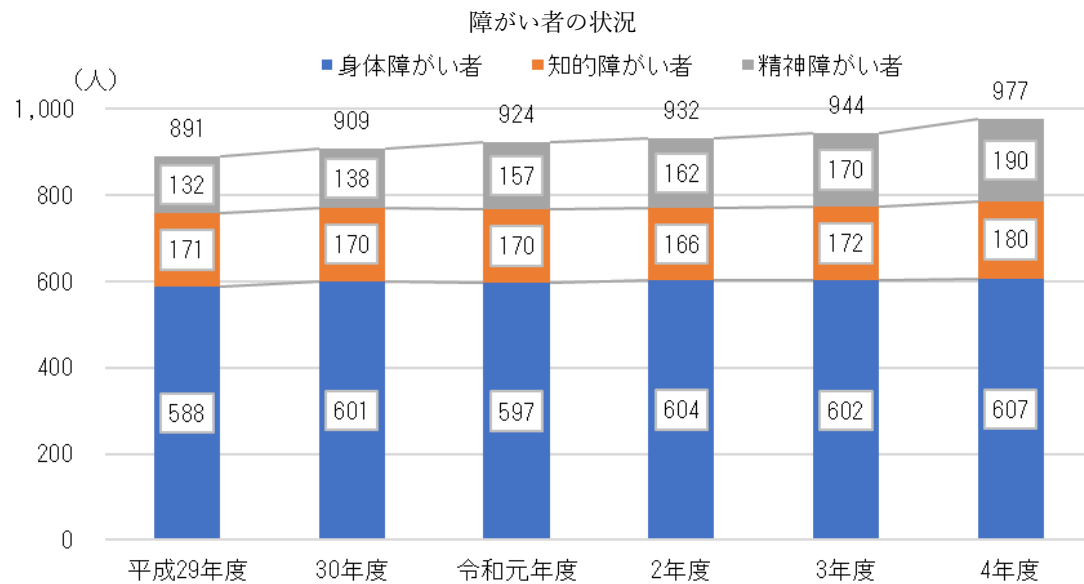
本町の要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、令和5年9月末現在1,010人となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

(3)障がい者の状況

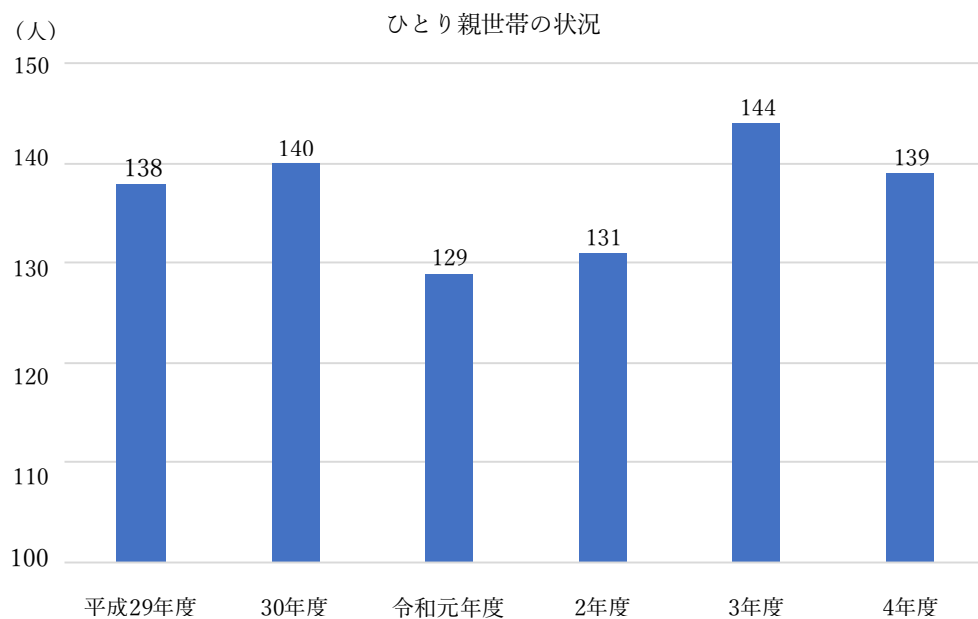
本町の障害者手帳所持者数は、年々増加しており、令和4年度現在身体障がい者 607 人、知的障がい者 180 人、精神障がい者 190 人で合計 977 人となっています。



資料：栄町福祉・子ども課（各年度3月末時点）

(4)ひとり親世帯の状況

本町の児童扶養手当の認定者数は、令和元年度以降増加しており、令和4年度現在 139 人となっています。



資料：統計さかえ（各年度3月末時点）

(5) その他

①生活保護受給世帯の状況

本町の生活保護受給者数は、長引く景気の停滞等の影響により、令和4年度末現在で世帯員が139人、受給世帯数が106世帯となっています。

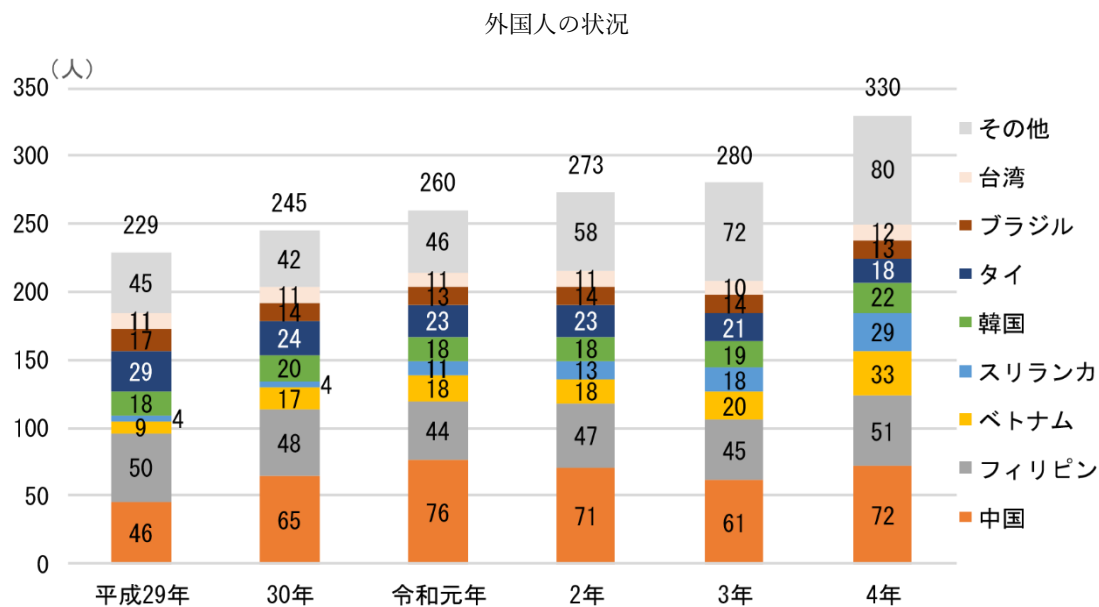


資料：統計さかえ（各年度3月末時点）

②外国人の状況

本町の外国人登録者数は年々増加しており、令和4年は330人となっています。

国籍・地域別にみると、中国が最も多く、次いでフィリピン、ベトナムが続いています。



資料：統計さかえ（各年度12月末時点）

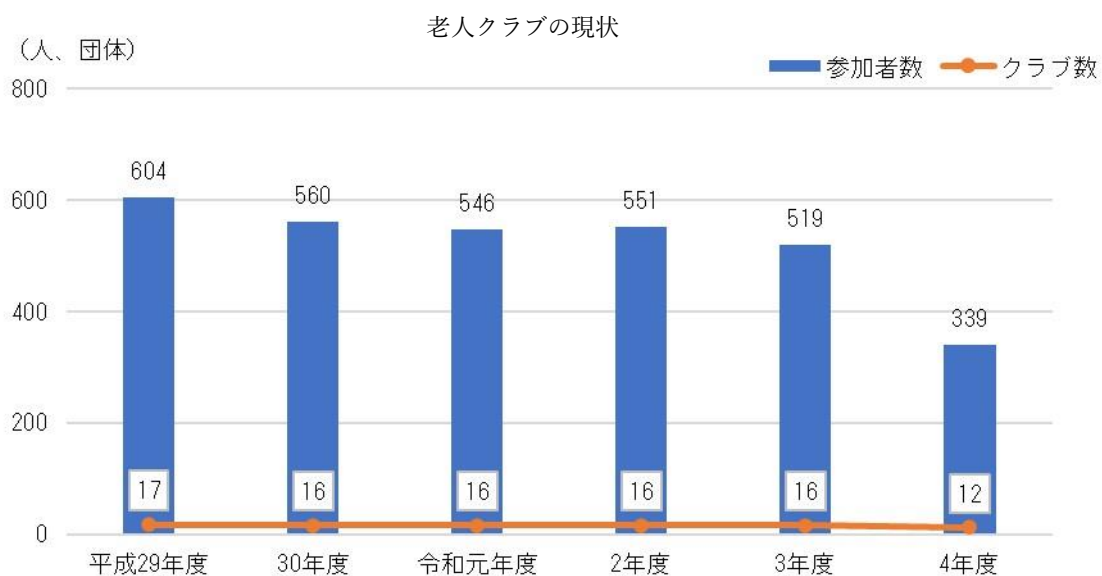
小学校区別にみると、安食小学校区が 192 人、安食台小学校区が 67 人、竜角寺台小学校区が 49 人、布鎌小学校区が 22 人となっています。

小学校区	男性	女性	総数
安食小学校区	82	110	192
安食台小学校区	20	47	67
竜角寺台小学校区	15	34	49
布鎌小学校区	11	11	22
町全体	128	202	330

資料：住民基本台帳（令和 4 年 12 月末時点）

③老人クラブの状況

老人クラブの団体数は、年々減少傾向にあり、令和 4 年度現在の参加者数が 339 人、クラブ数が 12 団体となっています。



資料：統計さかえ（各年度 4 月 1 日時点）

2. 住民意識調査結果

栄町では、町民の地域福祉に対する意識や意向等を把握することを目的に、令和5年12月から同6年1月にかけてアンケート調査を実施しました。社会福祉協議会が策定する活動計画では町の地域福祉計画を補完する計画と位置付けていることからこの調査結果を参考にすることとしました。

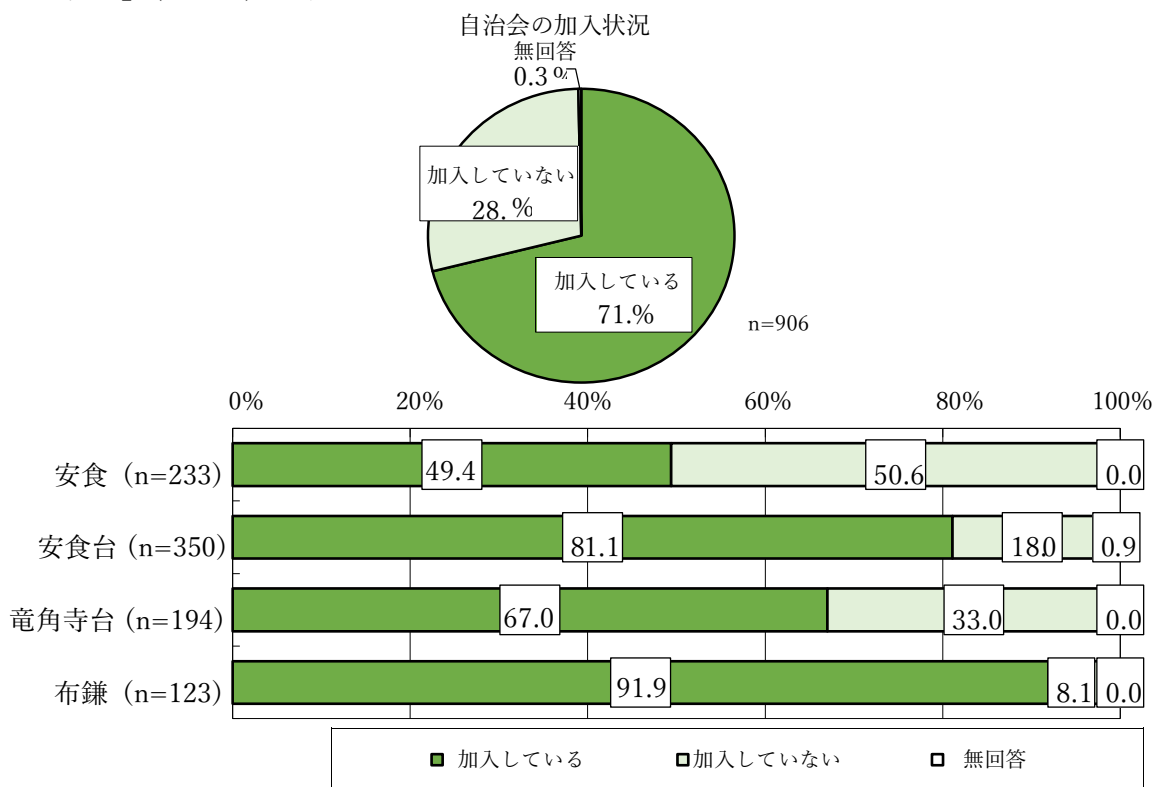
(1) 調査概要

項目	内容
調査対象	栄町内に居住している18歳以上の男女1,958人（無作為）
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	令和4年12月15日～令和5年1月19日
回答状況	有効回答数906件（有効回答率46.3%）

(2) 結果概要

①自治会の加入状況

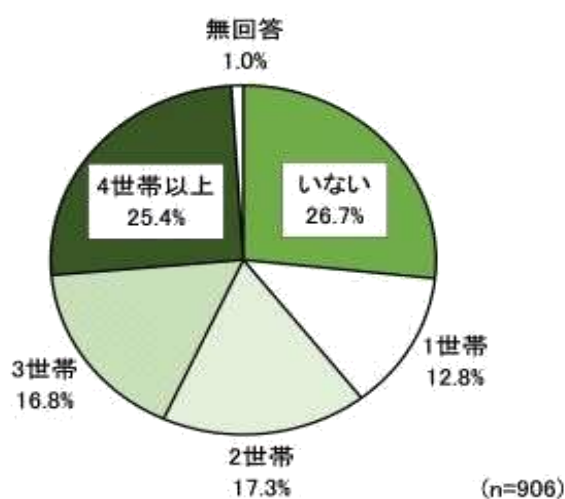
自治組織（区・自治会・町内会）に「加入している」割合は7割となっています。小学校区別にみると、「加入している」割合は、「布鎌小学校区」（91.9%）が最も多く、次いで「安食台小学校区」（81.1%）、「竜角寺台小学校区」（67.0%）、「安食小学校区」（49.4%）の順となっています。



②近所との交流状況

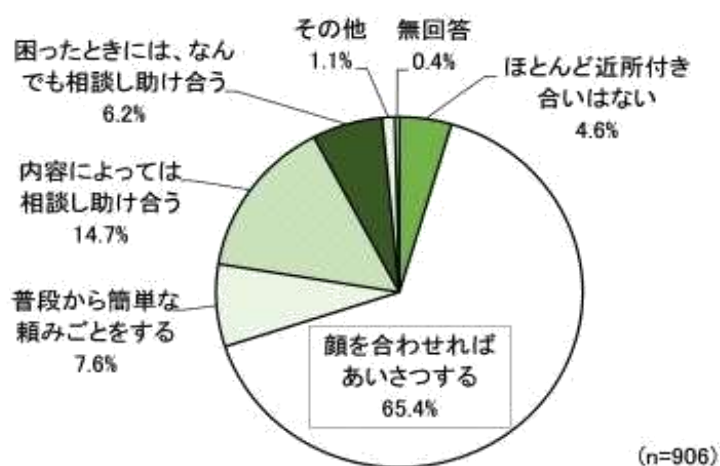
親しくしている近所の世帯については、「いない」(26.7%)が最も多く、次いで「4世帯以上」(25.4%)、「2世帯」(17.3%)の順となっています。

近所との交流状況



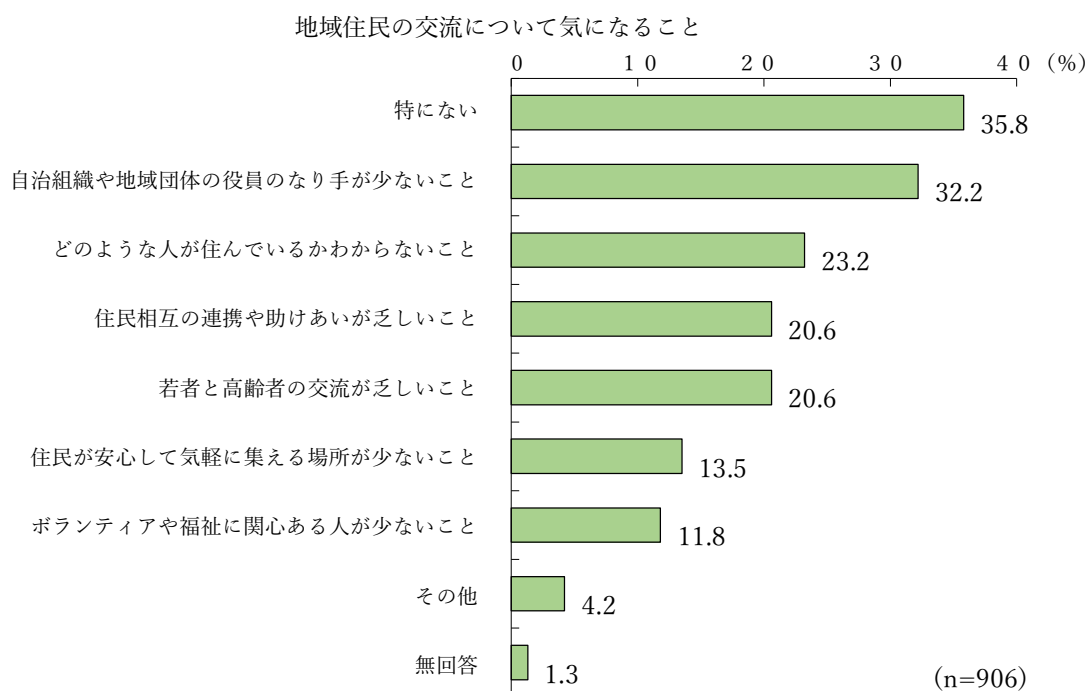
ご近所の方とのお付き合いについては、「顔を合わせればあいさつする」(65.4%)が最も多く、次いで「内容によっては相談し助け合う」(14.7%)の順となっています。

近所との付き合い



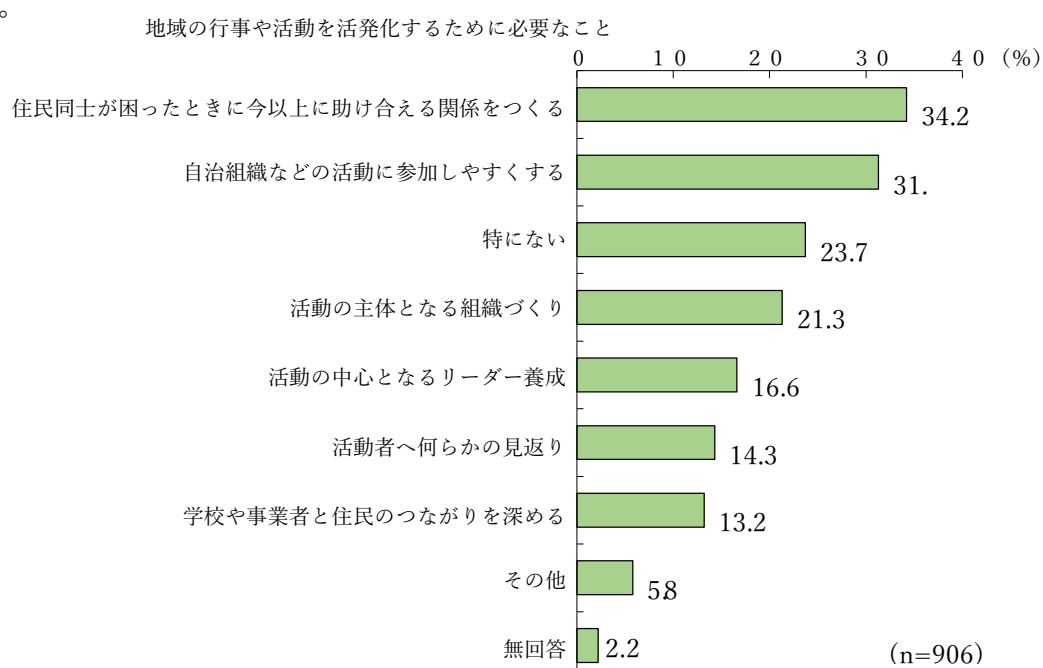
③地域住民の交流について気になること【複数回答】

地域住民の交流について気になることは、「特にない」(35.8%)が最も多く、次いで「自治組織や地域団体の役員のなり手が少ないこと」(32.2%)、「どのような人が住んでいるかわからないこと」(23.2%)の順となっています。



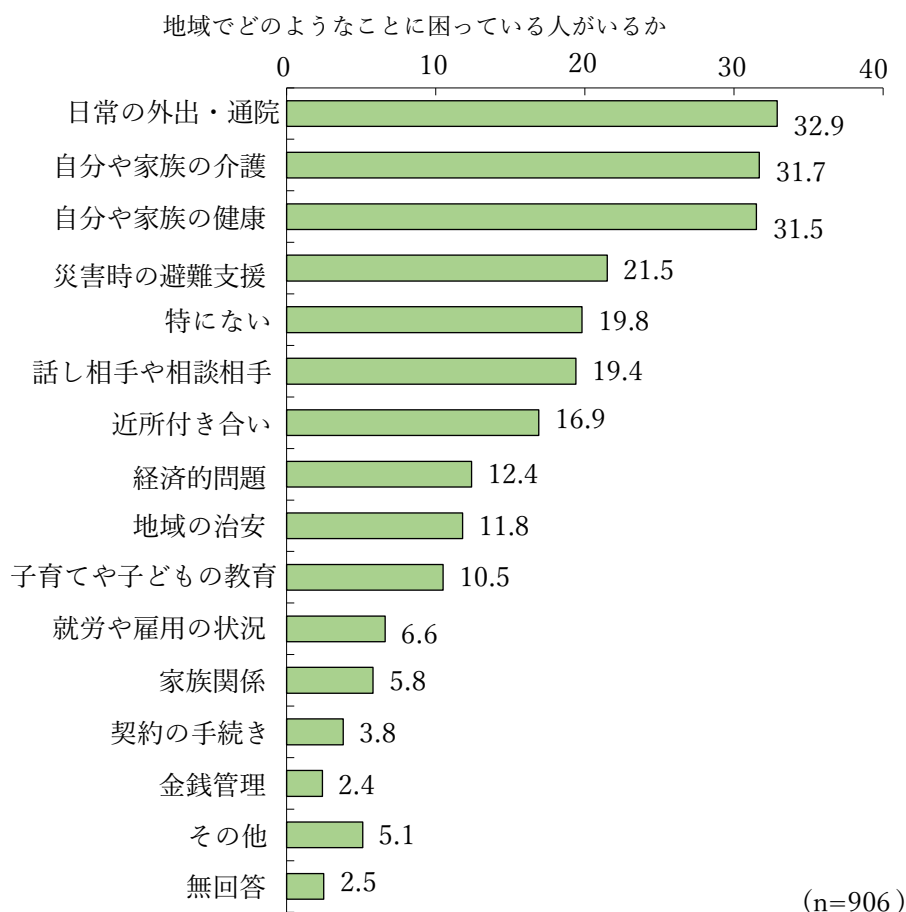
④地域の行事や活動を活発化するために必要なこと【複数回答】

地域の行事や活動をもっと活発にしていくために必要なことについては、「住民同士が困ったときに今以上に助け合える関係をつくる」(34.2%)が最も多く、次いで「自治組織などの活動に参加しやすくする」(31.3%)、「特にない」(23.7%)の順となっています。



⑤地域でどのようなことに困っている人がいるか【複数回答】

地域で困っている人については、「日常の外出・通院」(32.9%)が最も多く、次いで「自分や家族の介護」(31.7%)、「自分や家族の健康」(31.5%)の順となっています。

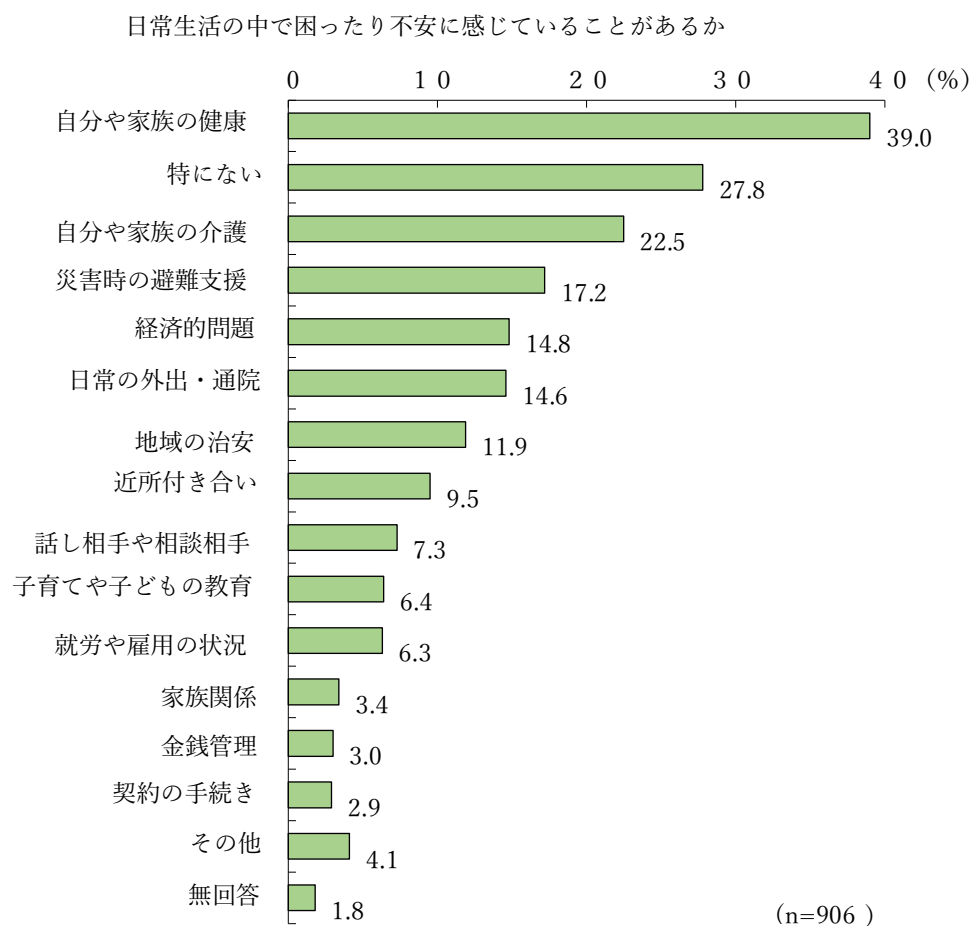


また、小学校区別にみると、「安食小学校区」「安食台小学校区」では「自分や家族の介護」、「竜角寺台小学校区」「布鎌小学校区」では「日常の外出・通院」が最も多くなっています。

(抜粋)	小学校区 (%)			
	安食	安食台	竜角寺台	布鎌
合計 (n)	233	350	194	123
日常の外出・通院	21.0	32.3	43.8	39.8
自分や家族の介護	30.9	36.0	25.3	30.1
自分や家族の健康	27.9	35.7	24.7	37.4
災害時の避難支援	21.9	21.1	18.6	26.8

⑥日常生活の中で困ったり不安に感じていることがあるか【複数回答】

日常生活の中で困ったり不安に感じていることについては、「自分や家族の健康」(39.0%)が最も多く、次いで「特にない」(27.8%)、「自分や家族の介護」(22.5%)の順となっています。

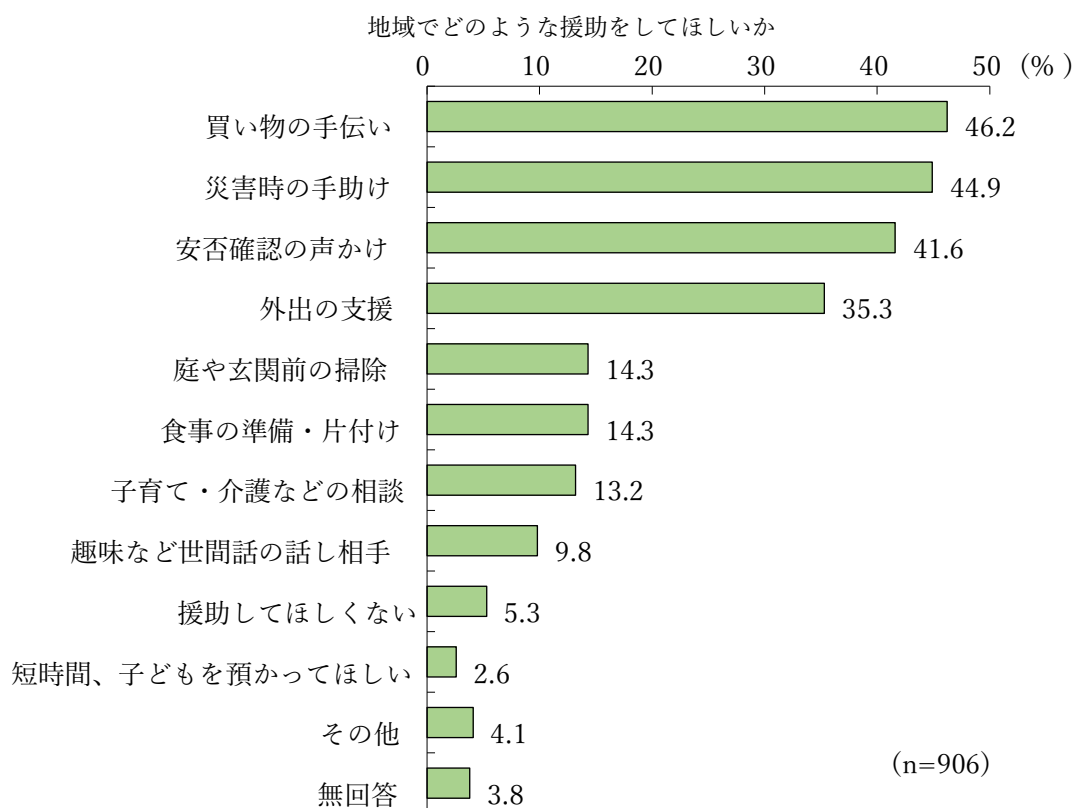


また、小学校区別にみると、いずれも「自分や家族の健康」が最も多くなっています。

(抜粋)	小学校区 (%)			
	安食	安食台	竜角寺台	布鎌
合計 (n)	233	350	194	123
自分や家族の健康	37.8	43.1	30.9	41.5
特にない	28.3	28.9	26.3	27.6
自分や家族の介護	19.3	24.6	16.0	30.9
災害時の避難支援	18.9	16.6	14.9	17.9

⑦地域でどのような援助をしてほしいか【複数回答】

地域でしてほしい援助については、「買い物の手伝い」(46.2%)が最も多く次いで「災害時の手助け」(44.9%)、「安否確認の声かけ」(41.6%)の順となっています。



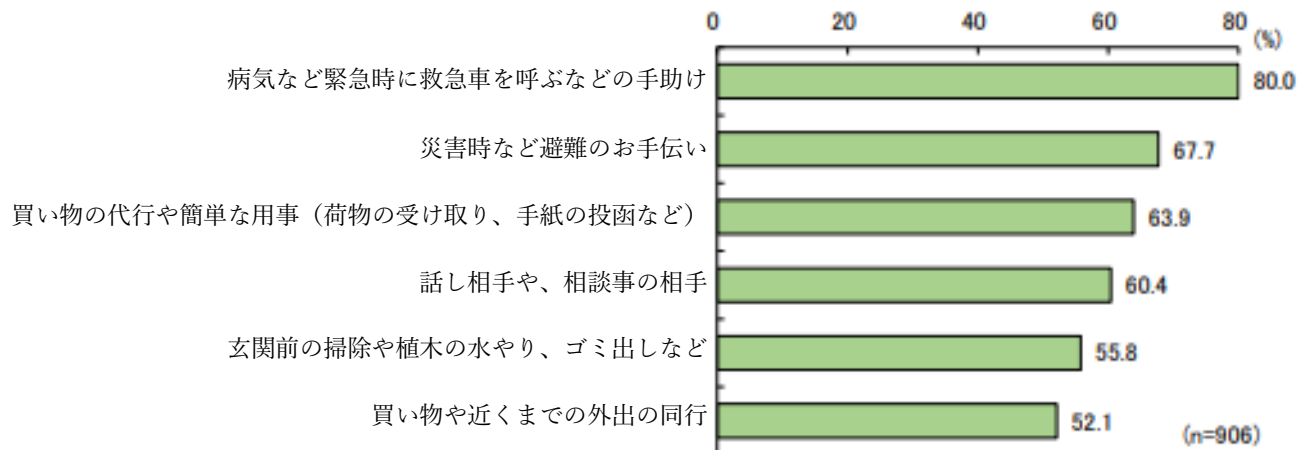
小学校区別にみると、「安食小学校区」「安食台小学校区」で「災害時の手助け」、「竜角寺台小学校区」「布鎌小学校区」で「買い物の手伝い」が最も多くなっています。

(抜粋)	小学校区 (%)			
	安食	安食台	竜角寺台	布鎌
合計 (n)	233	350	194	123
買い物の手伝い	40.8	44.6	51.5	52.8
災害時の手助け	48.1	44.9	40.2	48.0
安否確認の声かけ	44.6	41.4	38.7	42.3
外出の支援	27.9	34.3	42.8	39.8

⑧ご近所の方に対して手助けできること【複数回答】

ご近所の方に対して手助けできることは、「病気など緊急時に救急車を呼ぶなどの手助け」(80.0%)が最も多く、次いで「災害時など避難のお手伝い」(67.7%)「買い物代行や簡単な用事(荷物の受け取り、手紙の投函など)」(63.9%)の順になっています。

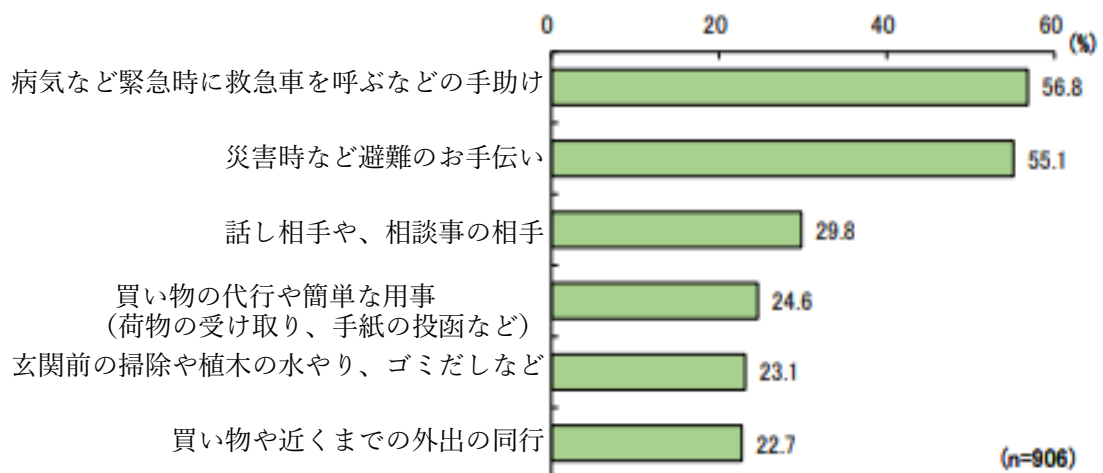
近所の方に対して手助け出来ること(抜粋)



⑨ご近所の方に手助けしてほしいこと【複数回答】

ご近所の方に手助けしてほしいことは、「病気など緊急時に救急車を呼ぶなどの手助け」(56.8%)が最も多く、次いで「災害時など避難のお手伝い」(55.1%)、「話し相手や相談事の相手」(29.8%)の順となっています。

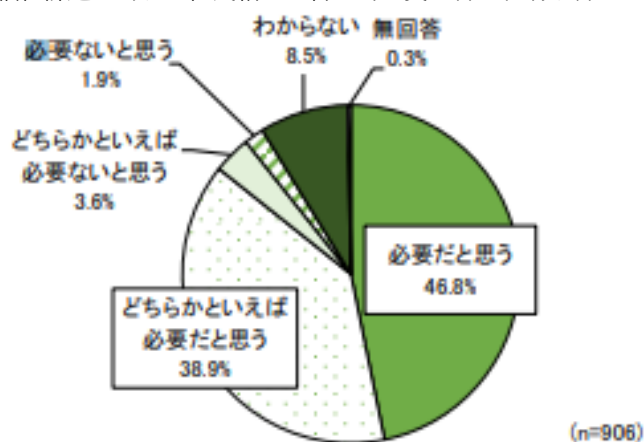
ご近所の方に手助けしてほしいこと(抜粋)



⑩地域の福祉課題に対する住民相互の自主的な支え合い、助け合いについて

地域の福祉課題に対する住民相互の自主的な支え合い、助け合いについては、「必要だと思う」(46.8%) が最も多く、次いで「どちらかといえば必要だと思う」(38.9%)、「わからない」(8.5%) の順となっています。

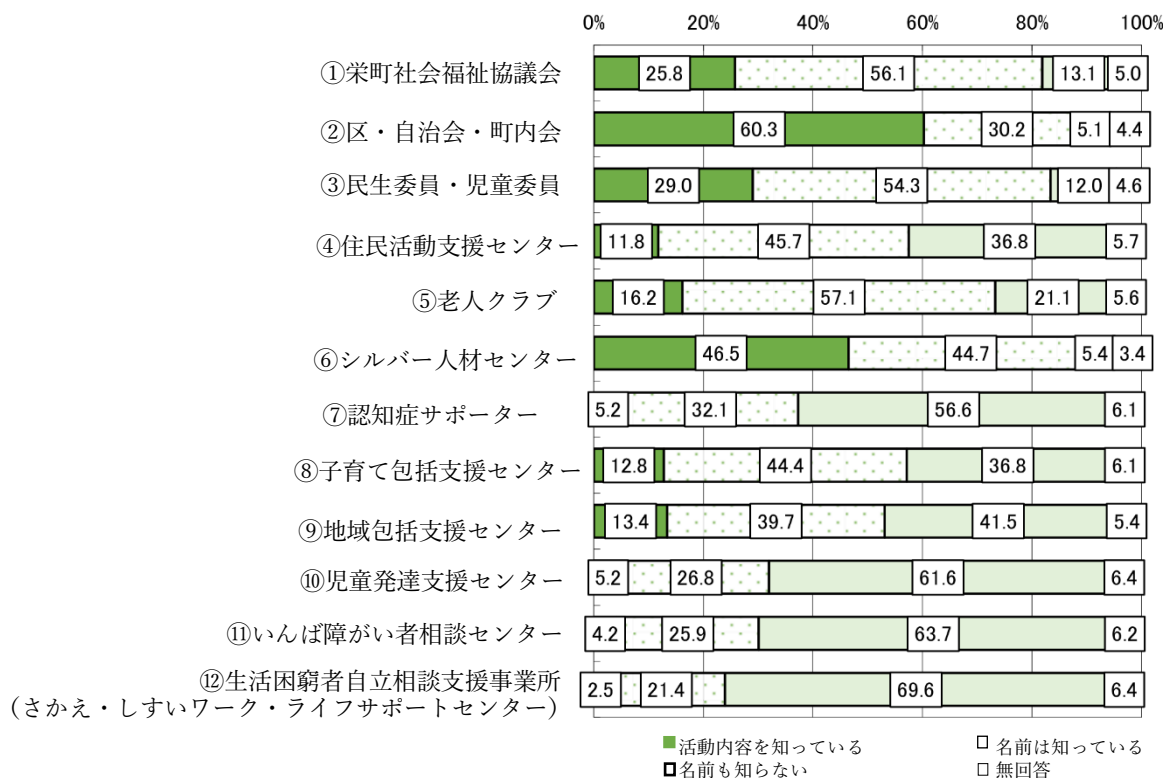
地域の福祉課題に対する住民相互の自主的な支え合い、助け合いについて



⑪地域における福祉活動推進主体の認知度

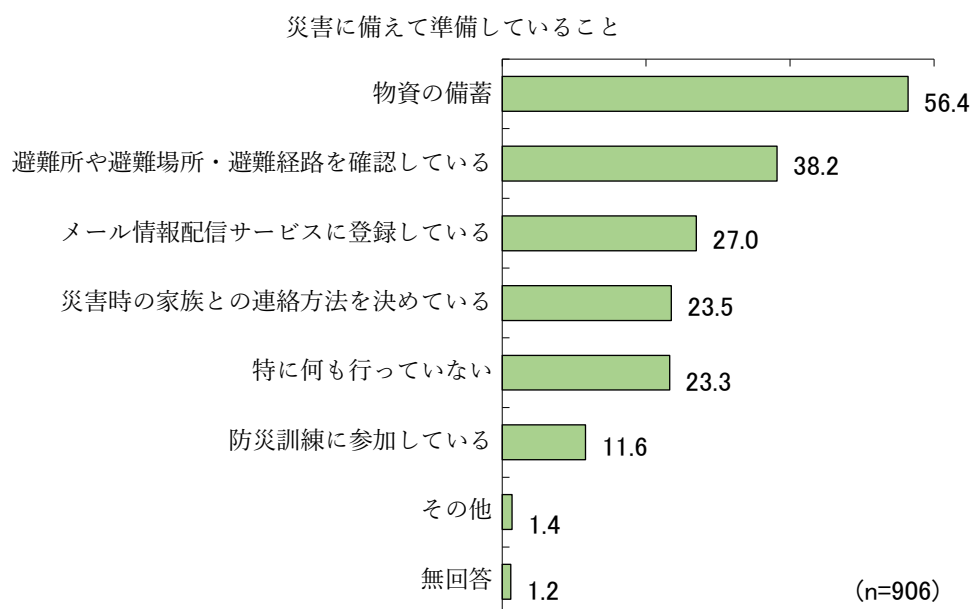
地域における福祉活動内容の認知度（「活動内容を知っている」の割合）は、「区・自治会・町内会」が 60.3%、「シルバー人材センター」が 46.5%、「民生委員・児童委員」が 29.0%、「栄町社会福祉協議会」が 25.8%となっています。

地域における福祉活動推進主体の認知度



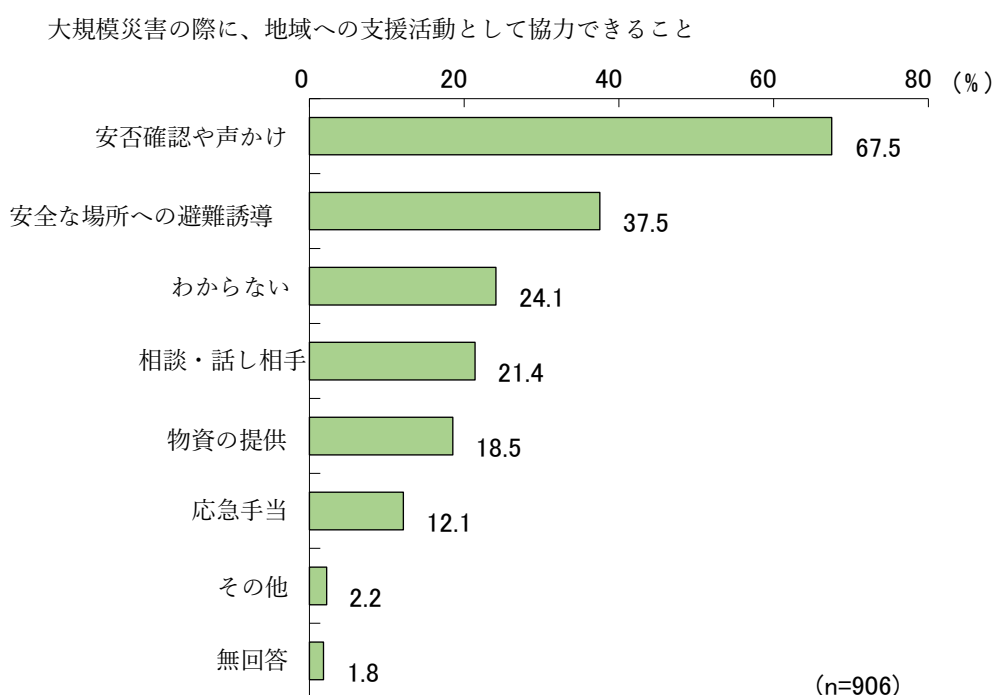
⑫災害に備えて準備していること【複数回答】

災害に備えて準備していることは、「物資の備蓄」(56.4%)が最も多く、次いで「避難所や避難場所・避難経路を確認している」(38.2%)、「メール情報配信サービスに登録している」(27.0%)の順となっています。



⑬大規模災害の際に、地域への支援活動として協力できること【複数回答】

大規模災害の際に、地域への支援活動として協力できることは、「安否確認や声かけ」(67.5%)が最も多く、次いで「安全な場所への避難誘導」(37.5%)、「わからない」(24.1%)の順となっています。



3.学区別地域福祉座談会結果

栄町地域福祉計画策定時に、栄町における福祉課題やそれに対する必要な取組等について町民から具体的な意見を聞き、計画の実効性を高めることを目的に、「地域福祉座談会」が開催されました。

(1) 実施概要

項目	内容
日時	令和5年3月13日
場所	栄町役場会議室
参加人数	14名 安食小学校区4名、竜角寺台小学校区4名、安食台小学校区3名、 布鎌小学校区3名

(2) 結果概要

<地域について>

新型コロナウイルスの影響で地域住民が集まる行事やイベントの中止や縮小が余儀なくされ、近所付き合いや世代間交流の機会が減少していることなどが課題との意見もありました。また、コミュニケーション機会の減少により困っている人の把握が困難との声も聞かれ、行事の復活とともに、世代間交流の場とそれに参加しやすい仕組みづくりが必要との意見がありました。

<自治会活動について>

自治会加入率は低下傾向にあり、役員の高齢化や担い手不足も課題であり、運営体制の見直しや定年後のシニアを地域活動へ引き込む工夫の必要性についての意見がありました。また、子ども会が廃止された地域では復活を望む声もありました。

<防犯・防災について>

学校や公園における防犯カメラの増設や見守り・パトロール活動の活性化のほか、防災面では、災害時に備えた自主防災組織の組織化、避難行動要支援者の情報共有など災害時に備えたコミュニケーションの強化、ペット同伴で避難できる場所の整備が必要との意見がありました。

<高齢者について>

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、ひきこもりが増加しており支援が必要になったときの相談先がわからない、支援内容・サービスが周知されていないとの意見がありました。高齢者の通いの場の拡充のほか、町が実施する高齢者向け支援サービス内容をまとめた小冊子の作成など支援の情報提供が必要との意見がありました。

<子ども・子育てについて>

少子化に伴う児童数の減少や子どもたちの遊び場の充実、また、子どもたちや子育て世代と地域住民との接点の少なさが課題との意見がありました。また、子育て世代の孤立を防ぐため、地域子育て支援拠点等の活用等による就学前児童と保護者の仲間づくりや情報交換の場の充実が必要との意見がありました。

<生活環境について>

空き家・空地の管理問題のほか、町内に店舗が少なく交通も不便であるため、免許返納後の生活が不安との意見が多くありました。店舗や医療機関の充実のほか、公共交通の改善、タクシーの利便性向上など、高齢者の移動（買物や通院）を支援する仕組みづくりが必要との意見がありました。



4. 福祉団体聞き取り調査の結果

栄町地域福祉計画の策定にあたり、栄町の福祉課題やそれに対する必要な取組等について、福祉団体の方から具体的な意見を聞き、計画の実効性を高めることを目的に、「地域福祉に関する聞き取り調査」が実施されました。

(1) 実施概要

項目	内容
日時	令和5年10月16～18日
依頼団体	民生・児童委員（運営委員）15名 日赤奉仕団（役員） 8名 ボランティア協議会 6名

(2) 結果概要

<地域について>

自治会の加入率が減少傾向にあり、地域のつながり・連帯感が薄れてきているなか、災害発生時の情報共有や高齢者・障がい者など要配慮者の避難支援が課題との意見がありました。障がい者家族は避難所生活への不安を抱えているほか、障がい者への理解促進や誰もが参加しやすいサロン（居場所）の充実、障がいの有無を問わず不適切な養育等が疑われる家庭への支援のあり方についての意見がありました。

<高齢化等について>

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、高齢者が高齢者を介護する老老介護の世帯もみられる。ひとり暮らしの世帯については、民生・児童委員による見守りや声かけを行っている。日中一人で過ごしている高齢者（日中独居）に対しての支援が課題との意見がありました。

<ボランティアについて>

ボランティア活動の参加者は減少傾向にあり、高齢化も進行しています。地域を支えるボランティアが必要な案件が増えるなか、ボランティアの減少から活動の衰退が懸念され、担い手不足の解消が課題との意見がありました。

5. 地域福祉を取り巻く本町の課題等

I.町の課題

栄町地域福祉計画の策定された本町の現状、住民意識調査、学区別座談会や福祉団体の方から具体的な地域福祉に関する意見を聞き、次のとおり課題等が整理されたものを活動計画では参考とします。

(1)地域福祉に関する意識・担い手について

- ・自治会加入率の低下など地域の連帯感が薄れてきています。自治会は、社会福祉協議会を支える運営者としての役割もあり、自治会加入率の減少は、社会福祉協議会においても重要な課題であるといえます。しかしながら、協議会の立場では、直接的な関与は難しく行政及び各団体との連携が必要となります。
- ・ボランティアの高齢化や減少により新規ボランティアの確保が課題となっています。

(2)地域づくりについて

- ・高齢化の進展に伴い高齢者の独り暮らしや高齢者世帯が増加し、買い物や通院、安否確認など日常生活で身近な「ちょっとした困りごと」への支援を必要とする人が増加しています。
- ・交通手段の確保
- ・高齢者の生きがいづくりや居場所づくり
- ・さまざまな世代がふれあえる世代間交流を行える環境づくり

(3)支援・サービスについて

- ・子どもや高齢者、障がい者など町民のニーズに応じた必要なサービスが受けられるための体制整備に取り組む必要があります。また、相談内容、支援ニーズが複合化してきていることから、多機関が協働で対応できるような体制の構築を目指すとともに、町地域福祉計画で課題が整理されていることから社会福祉協議会においても連携する必要があります。
- ・地域ケア会議等への積極的な参加。

(4)安全・安心について

- ・高齢化の進展に加え、核家族化、認知症高齢者の増加が見込まれる中、生活上においては、家族以外の見守りや「ちょっとした困りごと」への地域での支援体制が必要になります。

また、前記同様、災害発生時には要援護体制が必要になり、町では、避難行動要支援者を取りまとめ、自治会並びに地区民生委員に協力を呼び掛けていることから、社会福祉協議会においても、社会福祉協議会が別に把握する高齢者等の要援護活動が望まれます。

なお、大規模災害の発災後の状況によっては、町民の生活再建の支援として協力していただけの町外からのボランティアの受け入れを行う災害ボランティアセンターの開設が必要となります。

Ⅱ.社会福祉法人としての課題

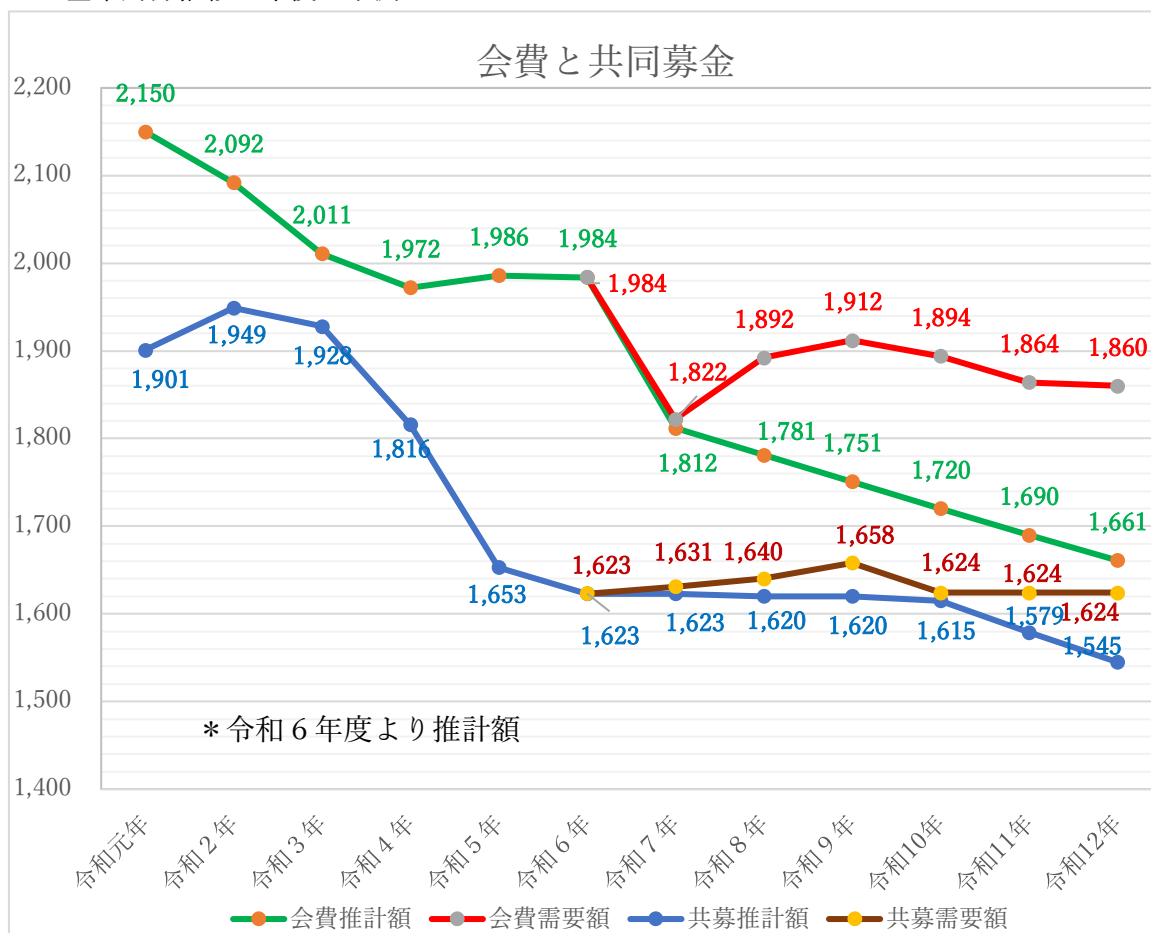
(1) 社会福祉法人としての課題

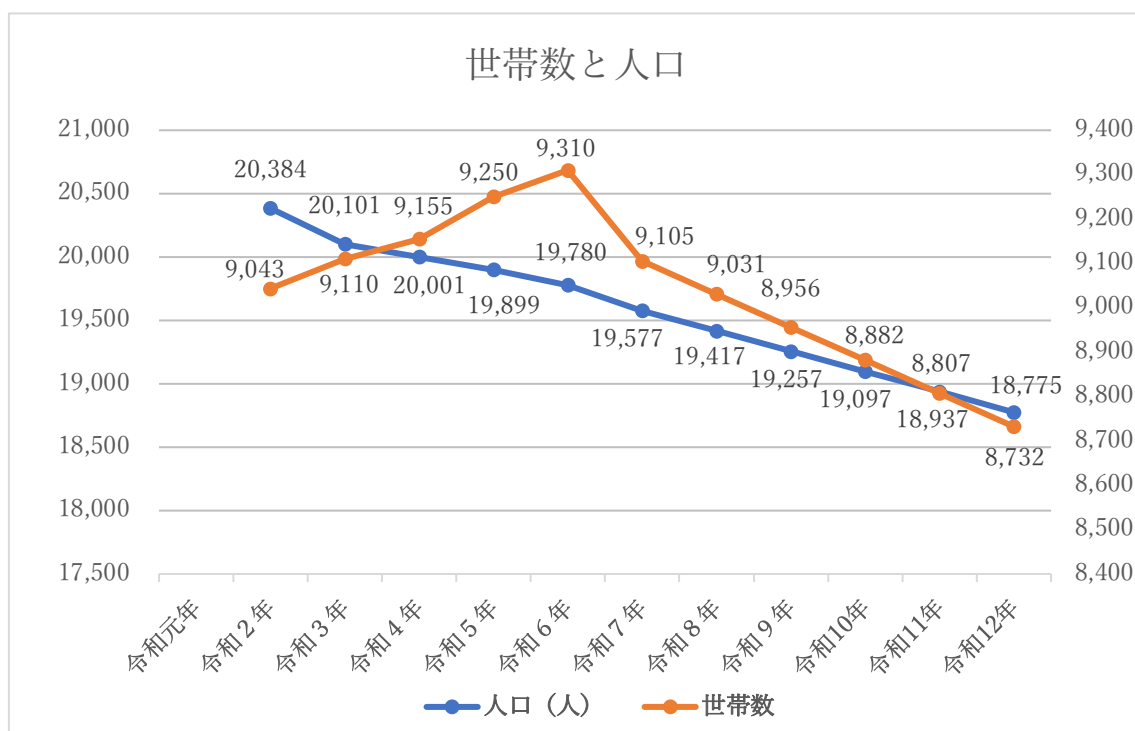
町地域福祉計画において整理されている課題のほか、社会福祉法人としての課題が生じています。一つには、社会福祉協議会の基本財源の減少による財源不足の課題、二つには、社会福祉協議会事業の担い手「ボランティア」の減少にあります。さらに、栄町社会福祉協議会特有の課題としてあげられるのが職員の配置上の課題です。

1 財源不足

・社会福祉協議会の基本財源である一般会費、特別・賛助会費並びに共同募金からの配分金が財源であり、下表のとおり、この財源が減少しています。背景としては、人口の減少や自治会加入率の減少と相まって、地域の連帯感が薄れているところにあります。

* 基本財源推移と今後の予測





2 担い手不足

・社会福祉協議会の事業はその多くを「ボランティア」の力によって支えられており、その姿は、発足当時から変わるものではありません。しかしながら、高齢者の働き方の変化や、近年では労働力不足が懸念されるなか、退職後も就労するケースが多く、過去のように「退職後はボランティアをしながら」という状況ではない世代となっており、今後もボランティア数はますます減少すると予測します。

3 職員配置

・栄町社会福祉協議会の人件費の財源は町からの補助金が大部分を占めていたことから、専任職員となる「社会福祉協議会採用職員」の採用を控えてきました。その結果、退職を迎える職員の仕事を引き継げる人材が育っていないことがあげられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

栄町地域福祉計画では「地域福祉の推進に関わるすべての人が、担い手・受け手という関係を超えて、地域でつながり支え合うことにより、年齢や障がいの有無等にかかわらず、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりが進められるもの」と考えられています。

栄町地域福祉活動計画についても、地域福祉推進の方向性を共有する必要があることから、同じ基本理念・基本目標を設定し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。



2.基本目標

栄町地域福祉計画で示された地域の在り方を実現するために、地域福祉計画同様、次の4つの基本目標を掲げ地域福祉を推進します。

基本目標Ⅰ 地域福祉に関する意識・担い手づくり

地域福祉活動の推進のため、多様な媒体や福祉教育活動を通じて地域住民の地域共生意識の醸成を図るとともに、地域を支えるボランティア人材の確保・育成に努めます。

基本目標Ⅱ 支え合い生き生きと暮らせる地域づくり

地域のつながりが希薄化するなか、地域住民の交流の場の確保や多様な主体による地域活動の持続的な取組を支援することで、地域で支え合い生き生きと暮らせる地域づくりを目指します。

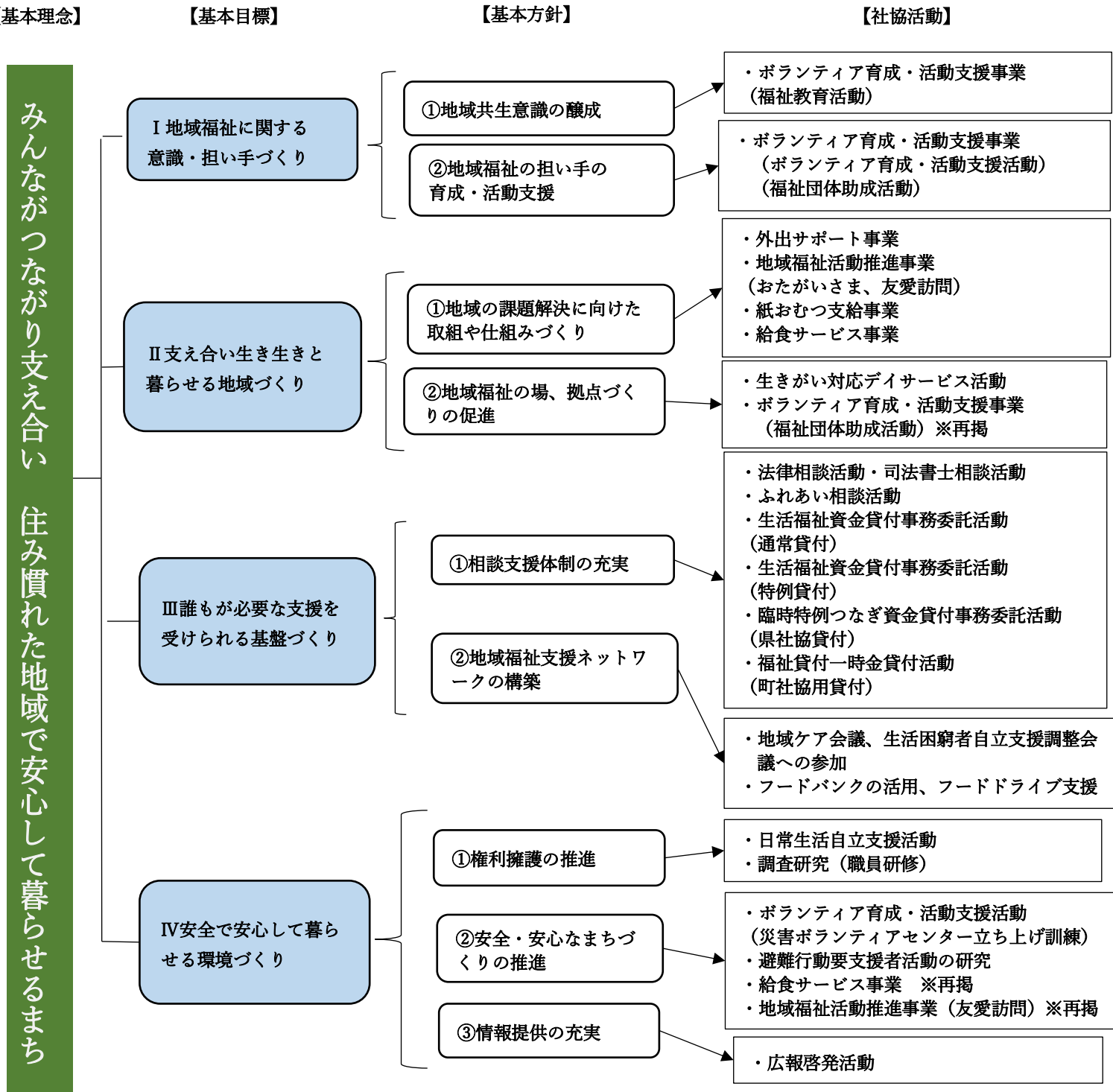
基本目標Ⅲ 誰もが必要な支援を受けられる基盤づくり

住民や地域、行政等、栄町社会福祉協議会、それぞれが担うべき役割を理解し連携することで、複雑化・多様化する課題を受け止める相談体制の充実及びネットワークの強化を図り、誰もが必要な支援を受けられる基盤づくりを目指します。

基本目標Ⅳ 安全で安心して住み続けられる環境づくり

虐待防止や成年後見制度の利用促進など権利を守る取組、誰もが住み慣れた地域で、安全で安心して暮らし続けることができる環境づくりを目指します。

3.計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域福祉に関する意識・担い手づくり

基本方針１ 地域共生の意識の醸成

【今後の方針】

● 地域共生の意識の醸成としては、社会福祉協議会で行うボランティアを活用した事業の展開、社会福祉協議会で行う事業の財源確保さらには、千葉県共同募金会で行う募金活動の意義に直結するため、地道な啓発活動を行う必要があります。

【主な施策】

ボランティア育成・活動支援事業（福祉教育活動）

- ・町内の小学校で、高齢者疑似体験を通して、高齢者や障がい者の気持ちを少しでも理解し、困っていたら手を差し伸べられるような福祉の心を育てます。
- ・千葉県共同募金の活動と連携し、募金活動の目的や募金の活用方法などを理解してもらうため児童生徒で行う募金活動を推進します。

基本方針２ 地域福祉の担い手の育成・活動支援

【今後の方針】

● 地域課題の把握や社会福祉協議会で行う事業へのつなぎを行う上では、自治会をはじめ地区民生委員並びに福祉活動を行う団体、ボランティアとの連携が重要になります。特に福祉活動を行うボランティア団体、また、個人ボランティアの発掘、育成に努めます。

【主な施策】

ボランティア育成・活動支援事業（ボランティア育成・活動支援活動）

ボランティアを育成・支援するため、講演会や講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやスキルアップを図ります。

ボランティア育成・活動支援事業（福祉団体助成活動）

ボランティアを育成・支援するため、高齢者の生きがいづくりや居場所づくりを行うボランティア団体や福祉教育を行う学校等の活動に対し、助成金等の支援を行います。

基本目標Ⅱ 支え合い生き生きと暮らせる地域づくり

基本方針1 地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくり

【今後の方針】

- 住民意識調査結果から、高いニーズとなっている高齢者等の外出や日常生活を送る上での「ちょっとした困りごと」への支援を行います。

【主な施策】

外出サポート事業

公共交通機関を利用して単独で外出することが困難な高齢者、障がい者等の外出を支援することで自立の支援や生活の向上を図ります。

おたがいさま事業

高齢者世帯や乳幼児のいる世帯の、日常のちょっとした困りごとを解決するため、ご近所のボランティアが手助けします。

紙おむつ支給事業

在宅で寝たきりの高齢者や障がい者の介護に係る経済的負担の軽減のため、紙おむつの支給を行います。

給食サービス事業

見守りが必要な高齢者等にお弁当を届けながら安否を確認し、良き話し相手となることで、高齢者等の孤独感や不安感の解消に努めます。

友愛訪問事業

連携：民生委員・ボランティア

一人暮らしの高齢者等が安心して暮らせるよう見守り活動を民生委員やボランティアと協力し実施します。

基本方針2 地域福祉の場、拠点づくりの促進

【今後の方針】

- 地域福祉の場を作ります。また、高齢者サロンや世代間交流を行うボランティア団体の支援を行います。

【主な施策】

生きがい対応型デイサービス活動

家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促し、生きがいづくりや寝たきりの予防を図ります。

ボランティア育成・活動支援事業（福祉団体助成活動）※再掲

ボランティアを育成・支援するため、高齢者の生きがいづくりや居場所づくりを行うボランティア団体や福祉教育を行う学校等の活動に対し、助成金等の支援を行います。

基本目標Ⅲ 誰もが必要な支援を受けられる基盤づくり

基本方針１ 相談支援体制の充実

【今後の方針】

- 相談窓口の周知を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、包括的で総合的な相談支援が行える体制づくりに協力します。
- 支援を必要としている人が適切な支援や福祉サービスを受け、住み慣れた地域で生活が継続できる支援体制整備への協力とサービスの向上に努めます。

【主な施策】

各種相談事業
日常生活を送る上での不安や心配ごと、専門的な相談に応じるため、相談員（民生委員及び主任児童委員）によるふれあい相談、弁護士による法律相談、司法書士による司法書士相談、職員によるよりそい相談を実施します。
各種貸付事業
県社協の生活福祉資金貸付制度や町社協の福祉貸付一時金を活用し、経済的自立を図り、安定した生活を送れるよう相談支援を行います。

基本方針２ 地域福祉支援ネットワークの構築

【今後の方針】

- 複合化・複雑化する課題や制度の狭間にある課題を抱える個人や世帯を早期に把握し、関係機関と連携を図りながら、適切な支援につなげていきます。

【主な施策】

地域ケア会議	連携先：栄町地域包括支援センター
高齢者等の支援を行うため地域包括支援センターが主催する会議等に参加します。	
生活困窮者支援調整会議	連携先：印旛健康福祉センター
生活困窮者の自立を支援するため、関係機関と連携を図ります。	
フードバンクの活用、フードドライブ支援	連携先：フードバンクちば
今日、明日の食糧が無い等、切迫した状況にある方に対し、フードバンクを用いて食品の緊急一時支援を行います。	

基本目標Ⅳ 安全で安心して住み続けられる環境づくり

基本方針 1 権利擁護の推進

【今後の方針】

- 社会福祉協議会サービス利用者のうち高齢者や児童への虐待の情報がある場合、迅速に関係機関に繋がられるよう、職員教育等に努めます。
- 必要な人が必要なときに制度を利用できるよう、成年後見制度の調査研究を行い、関係機関との連携を図ります。

【主な施策】

日常生活自立支援活動

高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で生活できるよう、定期的な訪問により、福祉サービスの利用又は日常的な金銭管理の支援を行います。

調査研究（職員研修）

高齢者や児童への虐待事例の早期発見及び迅速な通報等が行えるよう職員研修を行います。また、同様に成年後見制度についても、関係機関と連携を図れるよう職員研修を行います。

基本方針 2 安全・安心なまちづくりの推進

【今後の方針】

- 安全・安心なまちづくりを推進するにあたり、社会福祉協議会では日々の活動として、一人暮らし高齢者や高齢者世帯及び障がい者の孤独死の防止やちょっとした困りごとの把握を目的に見守り活動が重要になります。少しでも狭間を埋めるため見守りにつながる活動を行います。
- 台風や地震発生時の避難行動が必要となる場合、状況に応じ社会福祉協議会が別に把握する高齢者等の要援護活動が行えるよう検討します。
- 災害の発生後、町民の日常生活を取り戻すための支援として、多くのボランティアが町外から来町します。その対応を図るため災害ボランティアセンターの運営訓練を実施します。

【主な施策】

友愛訪問事業 ※再掲

連携：民生委員・ボランティア

一人暮らしの高齢者等が安心して暮らせるよう見守り活動を民生委員やボランティアと協力し実施します。

給食サービス事業 ※再掲	連携：民生委員・ボランティア
見守りが必要な高齢者等にお弁当を届けながら安否を確認し、良き話し相手となることで、高齢者等の孤独感や不安感の解消に努めます。	

避難行動要支援者活動の研究	連携：民生委員・ボランティア
避難行動が自立して行えない高齢者や障がい者への支援方法や仕組みづくりの調査及び研究を職員研修などを通じ検討します。	

災害ボランティアセンター運営訓練	連携：栄町ボランティア・NPO 連絡協議会
日常生活の再建のための支援を行う多くのボランティアを受け入れるための災害ボランティアセンターの運営を訓練します。	

基本方針 3 情報提供の充実

【今後の方針】

● 町民に社会福祉協議会で行う福祉サービスの情報を発信していく必要があります。また、これらサービスの財源が会費や共同募金、寄附からまかなわれていることの紹介を行うことで財源不足の解消になることから新たな広報のあり方の検討を行う必要があります。

【主な施策】

広報啓発活動
・社会福祉協議会の様々な情報を発信し、活動の周知、寄附・募金の呼びかけ等を行います。 ・社協だよりの充実のほか、新たな媒体の検討が必要となります。

栄町社会福祉協議会地域福祉活動計画事業一覧表（R 7～R 1 1事業量・事業費の推計）
○地域福祉計画に基づいた計画にすべく、体系図を地域福祉計画のまま使用しました。以下は社会福祉協議会の形式に合わせた体系図となっています。

No.	事業名	令和7～1 1年度 事業内容			事業量(上：予定量 下：実績値)						事業費（上段：予定事業費 下段：実績） 単位：千円				
		事業活動名	事業活動の目的	主な活動内容	事業量・活動予定量の概要	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R7	R8	R9	R10	R11
1	地域福祉活動推進事業	1 地域見守り活動	・独居高齢者等の民生委員による見守り活動	・年間を通して見守り活動実施 情報提供資料と共に粗品を配布	・見守り対象者	250	250	250	250	250	268	268	268	268	268
		2 地域支え合い活動（おたがいさま）	・独居高齢者又は障がい者において日常生活における小さな困りごとを地域で解決を図る。	・ごみ出し支援(定期) ・お散歩同行等（定期） ・電球交換（短期）	・支援者数	11	12	12	14	14	201	201	201	201	201
		3 その他交通遺児激励	・交通遺児の激励	・千葉県社会福祉協議会の交通遺児援護基金事業の活用により、制度の広報及び申請窓口となる。	・交通遺児激励数(件)	1	1	1	1	1	30	30	30	30	30
					予定事業費小計						499	499	499	499	499
					実績事業費										
2	ボランティア育成・支援事業	4 ボランティア育成・支援活動	・ボランティア活動の促進のため、育成支援を行う。	・災害ボランティアセンター設置訓練 ・災害ボランティアセンター運営に係るボランティアの育成：運営支援ボランティア委員会（ボランティア連絡協議会内）	・委員会開催数	6	8	10	10	10	112	115	118	122	115
		5 福祉団体助成活動	・地域福祉活動を目的に活動する団体の経済的支援	・助成金の交付のための受付、審査、交付	・福祉団体助成数	9	9	9	9	9	440	440	440	440	440
		6 福祉教育活動	・ボランティア活動への気づきとして、小学生や中学生への福祉教育を行う。	・ボランティアパスポート/パスポート配布 ・高齢者疑似体験等を通した福祉教育	・ボランティアパスポート配布数	705	690	700	660	630	43	42	42	41	40
					予定事業費小計						595	597	600	603	595
					実績事業費										
3	広報啓発事業	7 広報啓発活動	・社協の活動について様々な場面で情報発信	・広報紙の発行/年4回 HPの充実 ・イベント等でのP R活動/年4回 ・新たな広報手段の検討	・新たな広報手段の実行(件数)		1		1		340	349	355	361	367
					予定事業費小計						340	349	355	361	367
					実績事業費										
4	日常生活自立支援事業	8 日常生活自立支援活動	・日常生活を送るため、各種申請手続きや金銭管理の支援	・金銭管理 ・各種支払い代行 ・申請手続き代行	・利用者数	4	4	4	4	4	461	461	461	461	461
					予定事業費小計						461	461	461	461	461
					実績事業費										

栄町社会福祉協議会地域福祉活動計画事業一覧表（R 7～R 1 1 事業量・事業費の推計）
○地域福祉計画に基づいた計画にすべく、体系図を地域福祉計画のまま使用しました。以下は社会福祉協議会の形式に合わせた体系図となっています。

No.	事業名	令和7～11年度 事業内容			事業量(上：予定量 下：実績値)						事業費（上段：予定事業費 下段：実績） 単位：千円				
		事業活動名	事業活動の目的	主な活動内容	事業量・活動予定量 の概要	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R7	R8	R9	R10	R11
5	相談事業	9 法律相談活動（弁護士相談）	・日常生活を送る上での心配ごとの解消として、法律の専門家である弁護士への相談機会の設置	・法律相談	・相談回数	12	12	12	12	12	539	539	539	539	539
		10 司法書士相談活動（司法書士）	・相続、遺言、登記等の困りごとの解消のため、専門家である司法書士への相談機会の設置	・司法書士相談	・相談回数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		11 ふれあい相談活動（民生員）	・身近な心配ごとの解消として、地域福祉活動を行う民生員への相談機会の設置	・ふれあい相談	・相談回数	12	12	12	12	12	35	35	35	35	35
		12 よりそい相談活動（社協）	・各種相談外の対応のため、職員による相談業務	・各種相談の他、来庁による相談（随時）	・相談回数	650	650	650	650	650	47	47	47	47	47
					予定事業費小計						633	633	633	633	633
					実績事業費										
6	外出サポート事業	13 外出サポート活動	・移動困難者等（要介護認定者及び障がい者）の支援	・福祉有償運送（病院への送迎を優先に買い物支援等を行う。）	・利用登録者数	71	76	79	82	84	2,889	3,185	2,935	3,182	2,935
					予定事業費小計						2,889	3,185	2,935	3,182	2,935
					実績事業費										
7	生きがい対応デイサービス活動	14 生きがい対応型デイサービス活動	・介護予防を目的に、引きこもりがちな高齢者の外出の機会・孤独感の解消・生きがいづくりの場の提供	・デイサービスの開催/月2回 ・対象/65歳以上で介護保険法に基づく要支援以上の者を除く	・利用登録者数	20	20	20	20	20	509	548	533	534	535
					予定事業費小計						509	548	533	534	535
					実績事業費										
8	紙おむつ支給事業	15 紙おむつ配布活動	・在宅で寝たきりの高齢者や障害者の介護に係る経済的負担の軽減	・支給対象/在宅で寝たきり高齢者・障害者 ・支給額/1回6,000円で年4回	・配布者数	70	70	70	70	70	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
					予定事業費小計						1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
					実績事業費										
9	給食サービス事業	16 給食配食活動	・独居高齢者または、高齢者世帯の見守りのため、給食の配付	・対象/65歳以上の高齢者世帯又は独居高齢者	・配食利用者数	40	42	42	43	44	829	1,168	1,201	1,146	1,141
					予定事業費小計						829	1,168	1,201	1,146	1,141
					実績事業費										

栄町社会福祉協議会地域福祉活動計画事業一覧表（R 7～R 1 1 事業量・事業費の推計）
○地域福祉計画に基づいた計画にすべく、体系図を地域福祉計画のまま使用しました。以下は社会福祉協議会の形式に合わせた体系図となっています。

No.	事業名	令和7～11年度 事業内容			事業量(上：予定量 下：実績値)						事業費（上段：予定事業費 下段：実績） 単位：千円				
		事業活動名	事業活動の目的	主な活動内容	事業量・活動予定量 の概要	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R7	R8	R9	R10	R11
10	一般募金配分金事業	17 一般募金配分金活動	・千葉県共同募金会からの地域助成金に関する配分事業	・配分に係る事務手続き	・配分事務活動	1	1	1	1	1	749	749	749	749	749
					予定事業費小計						749	749	749	749	749
					実績事業費										
11	歳末たすけあい配分金事業	18 歳末たすけあい配分金活動	・歳末たすけあい募金に関する配分事業	・配分に係る事務手続き	・配分事務活動	1	1	1	1	1	795	795	795	795	795
					予定事業費小計						795	795	795	795	795
					実績事業費										
12	生活福祉資金貸付事務受託事業（通常貸付）	19 生活福祉資金貸付事務受託活動（通常貸付）	・低所得者、障害者又は高齢者に対して、資金の貸付や援助指導を行うことにより安定した生活が送れるようにするため、貸付相談及び申請援助	・相談及び申請援助	・相談件数	60	60	60	60	60	107	107	107	107	107
					予定事業費小計						107	107	107	107	107
					実績事業費										
13	生活福祉資金貸付事務受託事業（特例貸付）	20 生活福祉資金貸付事務受託活動（特例貸付）	・新型コロナ特例貸付における債権管理業務	・債権者への訪問調査や各種申請援助等	・返済管理指導件数	150	150	150	150	150	9,034	9,000	9,000	9,000	9,000
					予定事業費小計						9,034	9,000	9,000	9,000	9,000
					実績事業費										
14	臨時特例つなぎ資金貸付事業	21 臨時特例つなぎ資金貸付（県社協貸付）	・住居のない離職者が他の公的給付または、貸付を受けられまでの繋ぎのための貸付相談及び申請援助また、借入後の返済管理指導	・相談並びに申請の援助活動 ・借入後の返済管理指導	・申請相談件数	1	1	1	1	1	5	5	5	5	5
					予定事業費小計						5	5	5	5	5
					実績事業費										
15	福祉貸付一時金事業	22 福祉貸付一時金貸付活動（町社協貸付）	・生活困窮者の一時的支援として福祉貸付 ・食糧不足に陥った生活困窮者へフードバンクの活用	・災害資金・生活資金・つなぎ資金・交通遺児支援資金・緊急小口資金 ・フードバンクの活用	・貸付相談件数	20	20	20	20	20	340	340	340	340	340
					予定事業費小計						340	340	340	340	340
					実績事業費										

第5章 計画の推進について

1.計画の推進体制

地域福祉活動計画では、社会福祉協議会理事会及び評議委員会に年度における事業報告書を提出し、さらに、社会福祉協議会の広報紙及びインターネットにおける媒体による公表を行っていることから年度における評価は、理事会及び評議員会の意見を尊重しながら、進行管理を進めていきます。またその中で、新たな関係者の意見をうかがうべきとされた施策等が発生された場合又は、計画の更新時期となった場合は、栄町地域福祉活動計画検討委員会を新たに立ち上げることとします。

2.計画の進行管理の方法

PDCAサイクル（イメージ）



資料編

1. 計画策定の経過

年月		調査・会議等
令和6年	8月8日	第1回地域福祉活動計画策定委員会
	12月20日	第2回地域福祉活動計画策定委員会

2.地域福祉活動計画策定委員会に関わる資料

社会福祉法人栄町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 (設置)

第1条 栄町社会福祉協議会は、地域福祉活動を実践していく上での方針となる栄町社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、栄町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 活動計画の調査研究に関すること
- (2) 活動計画の立案に関すること
- (3) その他活動計画の策定に関すること

(組織)

第3条 委員会は、12名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる区分から社会福祉法人栄町社会福祉協議会会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の策定までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の地域福祉に関し識見を有する者から意見を聞くことができる。

(委員等に対する費用弁償等)

第8条 第3条に規定する委員が会議に出席したときの費用弁償については、社会福祉法人栄町社会福祉協議会会長の報酬及び役員等に対する費用弁償に関する規程（平成24年11月20日規程第8号）第3条に規定する役員等が会議等に出席した場合の例による。

2 前条に規定する者が会議に出席したときは、謝礼として1回につき7,400円を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、栄町社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (令和6年3月4日要綱第4号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(社会福祉法人栄町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 社会福祉法人栄町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱(平成6年要綱第1号)は、廃止する。

別表(第3条第2項)

選出区分		人数
地域福祉団体関係者	栄町社会福祉協議会会長	
	民生委員児童委員	1名
	主任児童委員	1名
	老人クラブ連合会	1名
	障害者相談員	1名
	PTA連絡協議会	1名
	栄町社会福祉協議会評議員	1名
自治組織関係者	地区連絡協議会	1名
ボランティア関係者	ボランティア団体	1名
福祉施設関係者	社会福祉施設関係者	2名
関係行政機関の職員	行政代表(地域福祉主管課)	1名

(2) 地域福祉活動計画策定委員名簿

①策定委員

	氏 名	選 出 区 分	
1	中澤 一夫	地域福祉団体関係者	栄町社会福祉協議会会長
2	眞田 幸夫		民生委員児童委員
3	伊藤 智英美		主任児童委員
4	竹内 喜美雄		老人クラブ連合会
5	石毛 喜代司		障害者相談員
6	大竹 拓寛		P T A連絡協議会
7	高萩 初枝		栄町社会福祉協議会評議員
8	岡本 雅道	自治組織関係者	地区連絡協議会
9	横堀 修	ボランティア関係者	ボランティア団体
10	弘海 高顕	福祉施設関係者	安食保育園理事長
11	鈴木 敬一郎		栄白翠園施設長
12	稲葉 彰司	関係行政機関の職員	行政代表（地域福祉主管課）

②アドバイザー

1	松山 毅	順天堂大学 スポーツ健康科学部 前任准教授
---	------	-----------------------

③事務局

所属名	役職	氏名
栄町社会福祉協議会	事務局長	大木 正義
	副主査	今井 聡
	主事	伊藤 岳人

3. 用語解説

	用語	解説
あ 行	NPO (P 4 1)	継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間の非営利組織。
か 行	高齢化率 (P 1 2)	65 歳以上の人口が総人口に占める割合のこと。
	合計特殊出生率 (P 1 2)	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数に相当するもの。
さ 行	サロン (P 2 8.3 8)	身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる場。
	シルバー人材センター (P 2 4)	地域の企業、公共団体、家庭等から「臨時的かつ短期的、軽易な業務に係る就業」を引き受け、これを希望する登録会員に提供する機関。
	生活困窮者 (P4.39)	生活困窮者自立支援法第 3 条第 1 項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。
	成年後見制度 (P 4.6.3 4.4 0)	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない本人について、その権利を守る援助者（成年後見人等）を選び本人を法的に支援する制度。
た 行	ダブルケア (P2)	晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある人が親の介護も同時に担う状況のこと。
	地域ケア会議 (P 2 9.3 9)	地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心に情報交換を行い、要介護になりうる高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等で組織される。
	地域包括ケアシステム (P4)	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。
	地域包括支援センター (P 2 4.3 9)	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域で暮らす高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるため、必要な援助を行う相談窓口。
な 行	日常生活自立支援事業 (P40)	判断能力が不十分なため、適切な福祉サービスを受けることが困難な高齢者等に対して契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。
	認知症サポーター (P 2 4)	認知症についてただしく理解し、地域で認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」。認知症サポーターになるには、認知症サポーター養成講座の受講が必要。

は 行	8050問題（P2）	80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子供の生活を支える問題。
	避難行動要支援者 （P26.29.41）	災害が発生したときや災害が発生する恐れがあるときに自ら避難することが困難な要配慮者で、円滑・迅速な非難のために特に支援が必要な人。
ま 行	民生委員・児童委員 （P24）	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、市や関係機関へ橋渡しする支援等を行っている。

栄町社会福祉協議会地域福祉活動計画

発 行 令和7年3月

発行者 栄町社会福祉協議会

住 所 〒270-1515

千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番

電 話 0476-95-1100

